

⑨ 我が国で行われた陪審裁判の実像

—— 広島 控訴院管内における陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づく実証的検証 ——
大阪

広島修道大学 「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

目 次

- 一 はじめに
- 二 広島 控訴院管内における陪審裁判
大阪
(一) 広島控訴院管内における陪審裁判
1 年度別・裁判所別陪審公判一覧表
2 裁判所別陪審公判結果一覧表
(二) 大阪控訴院管内における陪審裁判
1 年度別・裁判所別陪審公判一覧表
2 裁判所別陪審公判結果一覧表
三 陪審裁判に対する評価とその再検討
(一) 陪審裁判に対する戦後の評価
(二) 陪審裁判の無罪率
- 四 陪審公判が少なかった原因
(一) 制度上の原因
(二) 陪審裁判の実際
(三) 法曹三者の対応
- 五 陪審法の改正と施行停止
(一) 弁護士団体などの動向
1 広島控訴院管内弁護士大会
2 大阪控訴院管内弁護士大会
3 日本弁護士協会
4 帝国弁護士会
5 司法官全国弁護士会長合同協議会
(二) 陪審法の改正と施行停止
(三) 戦後の陪審法と裁判員裁判

(三) 陪審裁判の刑の量定

六 おわりに

一 はじめに

国民に司法参与の権利が与えられ、画時代的といわれた陪審法（大正二年四月一七日法律第五〇号）は、昭和三（一九二八）年一〇月一日全面实施（昭和三年七月二四日勅令第一六五号）され、昭和一八（一九四三）年四月一日施行を停止（昭和一八年三月三二日法律第八六号）されるまでの間、一四年六ヶ月にわたり実施された。しかし、陪審法施行にあたって判事・検事を増員するための指標として、陪審の評議に付される事件数は一年間に二、三〇一件と予想したのに反して、施行期間中の陪審事件受理総件数二五、一九二件中、僅かに四八四件が陪審の評議に付されたに過ぎず、不振を極めた。

そして、第二次世界大戦後、司法制度改革の中で、国民の司法参加が半世紀に亘り議論されてきた。そこでは、大正陪審法には、欠陥があり、また、陪審の評議に付された事件が少なかった原因となる問題点も幾つかあるが、陪審公判は通常公判に比べて無罪率が格段に高く、被告人の基本的人權を擁護する役割を果たしたと評価して、その欠陥や問題点を是正し陪審法を復活すべきであると主張する実務家・研究者は少なくなかった。ところが、その過程で、我が国において行われた陪審公判に関する個別的基礎資料を広範囲かつ大量に調査して得た実証的成果を踏まえて、陪審制度について議論されたことは、殆ど無かったといつてよいであろう。

陪審裁判に関する基礎資料で現在残っているものは、(1)陪審公判始末簿・第一審刑事公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集、(4)陪審問書集、(5)刑事判決書、(6)当時の新聞・雑誌に掲載された記事・論文などである。そこで、筆者は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』のメンバーの協力を得て、広島控訴院管内の各地方裁判所における陪審裁判の実際に関する当時の資料を調査・収集し順次発表してきた。次いで、公益財団法人日弁連法務研究財団の研究助成を受けて、大阪控訴院管内における陪審裁判の実際に関する資料も調査・収集し、電磁ファイル化も終わった。

それらの陪審裁判に関する資料を調査する過程で、陪審公判は総べての事件が公訴事実を否認しているものであるが、その否認の内容は無罪を主張するだけでなく、公訴事実を否認して縮小認定を求める事件（例えば、殺人ではなく傷害致死であると争う）も多数あり、当時の判検事の立場から観ると、通常公判であれば公訴事実の通り認定されるような事件（注、予審で自由して公判に付された事件）が、陪審公判では無罪や公訴事実よりも軽い罪に縮小認定されることが多発し、被告人の主張容認率（無罪率＋縮小認定率）は三三％乃至四三％に達していることが判明してきた。

このような視点から、本稿は、広島控訴院管内および大阪控訴院管内の各地方裁判所において行われた陪審公判を中心とする当時の資料に基づいて、①陪審公判の実際と実像は、どのようなものであったか、②陪審裁判は、その無罪率が当時の通常裁判の無罪率よりも格段に高いので、人権擁護の役割を果たしたと評価できるか、③陪審公判の量刑は、通常公判に比べて峻厳であると主張されているが、実際はどうか、④陪審公判が極めて少なかった原因はどこにあったか、⑤法曹三者は、陪審裁判に対して、どのように対応したか、

について実証的に検証するものである。

〔注1〕岡原昌男「陪審法ノ停止ニ關スル法律に就て」『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月に収録された「年度別法定請求陪審事件受理総件数表」によると、陪審事件受理総件数二五、一九二件（法定陪審二五、〇九七件、請求陪審四三件、特別法犯五二件）中、陪審の評議に付した総件数は四八四件（法定陪審四四八件、請求陪審二二件、陪審の更新二四件）である。そして、更新二四件は、再陪審において有罪一七件、無罪六件、公訴棄却一件である。無罪は、四八四件中八一件（無罪率一六・七四％）である。

〔年度別法定請求陪審事件受理総件数表〕（△印は陪審を更新した件数 外数である）

| 区分 | 法定請求陪審事件受理件数 | | 陪審の評議に付した総件数 | | |
|------------------------|--------------|-------|--------------|--------------|-----------|
| | 法定請求 | 刑法犯 | 特別法犯 | 陪審の評議に付した総件数 | |
| 昭和三年 (自一〇月 至一二月) | 法定 請求 | 三〇九 | 六 | 法定 請求 | 二八 △三 |
| 同四年 | 法定 請求 | 一、四二八 | 六 | 法定 請求 | 一三三 △三 |
| 同五年 | 法定 請求 | 一、六九九 | 二 | 法定 請求 | 六六 五六 |
| 同六年 | 法定 請求 | 一、九八一 | 五 | 法定 請求 | △三 五六 |
| 区分 | 法定請求陪審事件受理件数 | | 陪審の評議に付した総件数 | | |
| 年度 | 法定請求 | 刑法犯 | 特別法犯 | 陪審の評議に付した総件数 | |
| 同一年 | 法定 請求 | 二、〇四三 | 五 | 法定 請求 | 一六 △三 |
| 同二年 | 法定 請求 | 一、九一七 | 六 | 法定 請求 | 一三 △二 |
| 同三年 | 法定 請求 | 一、七三二 | 一 | 法定 請求 | 四 |
| 同四年 | 法定 請求 | 一、四二四 | 二 | 法定 請求 | △一 三 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|----|-------|---|----|----|----|----|
| 同七年 | 請求 | 法定 | 二、二七〇 | 五 | 請求 | 法定 | 四八 | 一 |
| 同八年 | 請求 | 法定 | 一、二二六 | 四 | 請求 | 法定 | 三四 | 一 |
| 同九年 | 請求 | 法定 | 二 | 四 | 請求 | 法定 | 二四 | 二 |
| 同十年 | 請求 | 法定 | 二、〇八三 | 三 | 請求 | 法定 | 一七 | △一 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|----|--------|----|----|----|-----|-----|
| 同五年 | 請求 | 法定 | 一、二三五 | 二 | 請求 | 法定 | 四 | 一 |
| 同六年 | 請求 | 法定 | 一、二二九 | 七 | 請求 | 法定 | 一 | 一 |
| 同七年 | 請求 | 法定 | 一、三五一 | 七 | 請求 | 法定 | 一 | 一 |
| 計 | 請求 | 法定 | 二五、〇九七 | 五二 | 請求 | 法定 | 四四八 | △二四 |
| | 請求 | 法定 | 四三 | 四三 | 請求 | 法定 | 一一二 | 一一二 |

(注2) 司法書記官大原昇「陪審法の実施準備に就て」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)は、陪審法の実施に当たり、

判事・検事の増員を必要としたので、陪審事件が凡そ何件ほどあるか調査して、二、三〇二件(注、一年間の陪審事件数)という予想数を算出したという。その算出方法は、次の通りである。「之は、大正七年より同九年迄の三年間の予審事件の平均数を調べ、それが四、一〇八件といふことになったので、其の中より法定陪審事件に該当するもの一、三七一件を控除し、其の残件数の内より更に陪審を請求せざる件数を三割と推定して之を控除し、依て得たる一、九一六件を、一応請求陪審件数と推定し、右法定・請求陪審件数合計三、二八七件中猶辞退若は請求の取下又は自白するもの三割ありと推定し、結局法定陪審件数九五九件、請求陪審件数一、三四二件、合計陪審事件総数二、三〇一件と推定することになったのである。即ち、陪審事件は予審事件の五割強に当るものといふ

見込みでかゝつたのである。」という。そして最終的に、判事一〇四人、検事四六人、裁判所書記一五〇人増員された。

(注3) 広島控訴院管内における陪審裁判は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』(以下、「研究会」という)の調査・研究課題の一つである。増田修(広島弁護士会所属弁護士)が中心となり、同会を構成するメンバーのうち次の者が、共同して調査・研究を行った。加藤高(広島修道大学名誉教授(民法、初代「研究会」会長)、居石正和(島根大学法文学部教授(民法)、矢野達雄(広島修道大学法文学部教授(日本法制史、現「研究会」会長)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(民事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法文学部教授(日本法制史、現「研究会」会長)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史)、緑大輔(北海道大学大学院法学研究科准教授(元広島修道大学法学部助教授、刑事訴訟法))

(注4) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。『修道法学』掲載のものは、「広島修道大学リポジトリ」において、PDF形式で読むことができる。

- ① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第29巻第2号、二〇〇七年二月)
- ② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(一)——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第30巻第1号、二〇〇七年九月)
- ③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(一)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第31巻第1号、二〇〇八年九月)
- ④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(二)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第32巻第1号、二〇〇九年九月)
- ⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第33巻第1号、二〇一〇年九月)
- ⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新聞・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)

⑦増田修 「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」 『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)

⑧増田修 「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」 『法制史研究』第60号、二〇一一年三月)

(注) 本稿には、【書評】矢野達雄・加藤高・紺谷浩司・居石正和・増田修 「共同報告」裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相——広島控訴院管内を中心に」三阪佳弘 『法制史研究』第62号、二〇一三年三月)がある。

⑨矢野達雄 「愛媛における陪審裁判」 『えひめ近代史研究』第66号、二〇一一年四月)

⑩増田修 「広島における陪審裁判(三) 補遺——問書・説示・陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝各地法況から見る陪審裁判——」 『修道法学』第34号第1号、二〇一一年九月)

⑪加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編 「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」 『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月)

⑫居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編 「松山における陪審裁判——刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報・愛媛新報・大阪朝日新聞(香川愛媛版・愛媛版)を中心にみる陪審裁判」 『修道法学』第36巻第1号、二〇一三年九月)

⑬緑大輔 「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」 『修道法学』第36巻第2号、二〇一四年二月)

(注5) 増田修 「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」 『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月)は、広島控訴院管内の陪審公判の概要および陪審公判の復元資料を紹介し、陪審公判における(1)裁判長の説示、(2)陪審員の答申、(3)予審訊問調書の証明力(4)陪審公判の無罪率、に関して問題点を指摘し、更に陪審公判が少なかった原因を考察している。そして、全国調査の必要性を訴えた。

(注6) 増田修 「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」 『JTF NEWS』No.50、公益財団法人日弁連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のウェブサイトで閲覧可能)は、「大阪における陪審裁判」が日弁連法務研究財団の「研究テーマ」(No.94、研究期間・平成二三年八月一日〜平成二四年七月三十一日)として採用された際に執筆したものである。その中で、『修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が結成された経緯、活動内容、陪審裁判の調査研究に着手した経緯、陪審

裁判の特徴、今後の調査計画などを報告した。

当初の「研究テーマ」は、引き続き「大阪控訴院管内における陪審裁判」として承認されて、更に二年間(研究期間・平成二四年八月一日〜平成二六年七月三十一日)、同財団から助成を受け調査研究を行なった。「研究テーマ」の調査研究に当たっては、『修道大学「明治期の法と裁判」研究会』のメンバーである増田修が研究主任となり、共同研究者に加藤高・紺谷浩司・矢野達雄・居石正和および新たに三阪佳弘大阪大学高等司法研究科教授(日本法制史)が参加した。

大阪控訴院管内における陪審裁判に関する調査資料は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(1)大阪編」、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(2)京都・奈良・大津・和歌山編」、および「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——(3)神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、(1)は平成25年11月11日日弁連法務財団・研究部会、(2)(3)は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。

(注7) 「大阪控訴院管内における陪審裁判」に引き続いて、「東京控訴院管内における陪審裁判」の調査研究が、日弁連法務研究財団の「研究テーマ」(研究期間・平成二六年八月一日〜平成二七年七月三十一日)として採用され、同財団の助成を受けることになった。

二 広島 控訴院管内における陪審裁判

「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」は、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」(『公文類聚』第67編・昭和18年・第127巻・司法3・刑事。国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧可能)の添付書類「陪審事件関係諸表(昭和17年12月1日現在調)」中の(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表(以下、「総件数表」という)を基礎にして作成した。しかし、この「総件数表」は、正確ではない部分もあるので、「陪審公

判始末簿」、「刑事判決書」、「刑事統計年報」、「法曹会雑誌」掲載の統計表、新聞報道などにより検証・補訂した。

次に、広島控訴院管内および大阪控訴院管内の各地方裁判所における陪審公判の概要は、「陪審公判結果一覧表」の通りであるが、主として「陪審公判始末簿」(各地方裁判所保管)、「刑事判決書」(各地方検察庁保管)、新聞報道の陪審公判に関する記事に基づき作成した。そして、「第一審刑事公判始末簿」(各地方裁判所保管)、「予審終結決定書」(二部の地方裁判所・地方検察庁保管)、「陪審説示集」、「陪審問書集」、「大審院刑事判例集」、「法律新聞」、「法律新報」、「法曹会雑誌」掲載の判例・統計などと照合して、正確な内容を把握した。

(二) 広島控訴院管内における陪審裁判

1 年度別・裁判所別陪審公判一覧表

広島控訴院管内で陪審の評議に付された事件数は、広島一件、山口二件、岡山一件、鳥取九件、松江五件、松山六件、合計五六件で、左記「年度別・裁判所別陪審公判一覧表」の通りである。

広島控訴院管内における年度別・裁判所別陪審公判一覧表

| 昭和 | 3年 | | 4年 | | 5年 | | 6年 | | 7年 | | 8年 | | 9年 | | 11年 | | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|----|
| | 種別 | 法定 | 法定 | 請求 | 法定 | 法定 | 更新 | 更新 | 法定 | 法定 | 法定 | 法定 | 請求 | 更新 | 計 | | |
| 岡山地裁 | 1 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | 13 |
| 山口地裁 | | | | 4 | | | | | | | | | 1 | | | | 12 |
| 広島地裁 | | | | | | | | | | | | | | | | | 11 |
| 松山地裁 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取地裁 | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 |
| 合計 | 3 | | 20 | | 1 | | | | 8 | | | | 1 | | | | 53 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 56 |

(注) 昭和10年・昭和12年・昭和18年は、広島控訴院管内では、陪審に付された事件がないので省略した。また、請求陪審(陪審法第3条)・更新(同法第95条)がない年は、「請求」欄・「更新」欄を省略した。「法定」欄は、法定陪審事件(同法第2条)である。

2 裁判所別陪審公判結果一覧表

広島控訴院管内の各地方裁判所における陪審公判の結果は、左記裁判所別「陪審公判結果一覧表」の通りである。無罪率(広島①④⑧⑨⑩、山口①③⑫、岡山④⑥⑨⑬、鳥取①②、松江①④、松山②(二分の一)③④、合計一七・五%)と縮小認定率(広島①④⑧⑨⑩、山口①③⑫、岡山④⑥⑨⑬、鳥取①②、松江①④、松山②(二分の一)③④、合計一七・五件、三三・〇三%)を合計した、被告人の主張容認率は、四三・一五%である。

(注) 無罪率、縮小認定率の算定に当たっては、一事件中、公訴事実が二件あって、その内一件が無罪となった場合は、無罪数は〇・五事件とし、また一事件中、被告人一名の外に共犯者一名と一緒に起訴されていて、被告人一名だけが縮小認定された場合は、縮小認定数は〇・五事件とした。そして、一事件に就いて、複数公訴事実があるときや複数被告人がいるときも、同様な方法で一事件を案分して、無罪件数、縮小認定数を算出した。

(1) 広島地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|---------|------|--------|---------|-----|-----|-----|
|---------|------|--------|---------|-----|-----|-----|

| ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① |
|------------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 4・7・30 | 4・6・5 | 4・4・27 | 4・3・18 | 4・2・20 | 3・11・30 | 3・11・23 |
| 殺人未遂 | 強盗傷害 | 放火 | 現住建造物放火未遂 | 殺人 | 窃盗・殺人 (窃盗は請求陪審) | 殺人未遂 |
| 懲役3年(懲役4年) | 殺人未遂 (懲役3年6月) | 無罪 | 懲役2年(懲役3年) | 殺人 懲役13年(懲役15年) | 窃盗・殺人 懲役8年(懲役8年) | 傷害 懲役1年(懲役1年6月) |
| 料理店業(27) | MO好一 火夫手伝(19) | OT秀雄 理髪職(21) | STセツ 日傭稼(47) | NM岩吉 青物行商(51) | NI義一 青物商(36) | ST武夫 農業(19) |
| 本田等 | 宮脇幸治 高林茂男 | 宮脇幸治 河邊義一 高林茂男 | 宮脇幸治 河邊義一 高林茂男 | 宮脇幸治 河邊義一 本田等 | 宮脇幸治 河邊義一 本田等 | 宮脇幸治 河邊義一 本田等 |
| 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 |
| 中場彌太郎 | 永井貢 | 中場彌太郎 | 江藤直作 | 林飛隆善 | 森保祐昌 秦良一 田坂戒三 | 石川正義 |

| ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | | |
|---------------------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|--|--|
| 9・3・16 | 6・3・28 | 6・3・16 | 5・5・19 | | |
| 放火 | 殺人 | 殺人 | 殺人未遂 | | |
| 放火 懲役12年(懲役15年) 未決勾留60日算入 | 傷害致死 懲役5年(懲役7年) | 傷害致死 懲役4年(懲役7年) | 傷害 懲役1年(懲役2年) | | |
| MI雅留 写真業(29) | NG長造 石工(30) | NM豊三郎 屠夫(39) | OZミツコ 女給(22) | | |
| 近藤完爾 辻富太郎 福田豊市 | 高林茂男 梅原松次郎 | 高林茂男 數馬伊三郎 小玉平太郎 | 高林茂男 酒巻良一 小玉平太郎 | | |
| 和田順之 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | 樫田忠美 | | |
| 高橋武夫 | 森保祐昌 水田謙一 | 秦良一 | 森保祐昌 | | |

(注1) ②③⑪事件は上告、②事件(弁護士森保祐昌・秦良一)は昭和4年5月3日破毀(併合罪の適用を失当とし、観念的競合と認定・自判(懲役8年)、③事件は昭和4年5月22日上告棄却、⑪事件(弁護士高橋武夫・三浦強一)は昭和9年6月14日上告棄却。
(注2) ②事件の窃盗は、請求陪審であったので、判決において陪審費用の三分の一は被告人の負担とされた。

(2) 山口地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|---------|------|--------|---------|-----|-----|-----|
|---------|------|--------|---------|-----|-----|-----|

| ⑫ | ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ |
|---|--------------------------------|-------------------------|--------------------|------------------|-------------------------------|
| 9・10・31 | 8・4・11 | 7・1・20 | 6・7・14 | 6・5・28 | 5・12・11 |
| 殺人教唆 死体遺棄教唆 (通常公判) | 放火未遂 | 強盗殺人 | 尊属殺人 | 強盗殺人 | |
| 殺人幫助 懲役3年(懲役5年) 未決勾留120日算入 死体遺棄教唆 懲役3月(懲役3月) 未決勾留30日算入 | 放火未遂 懲役3年(懲役4年) | 強盗殺人 無期懲役(無期懲役) | 尊属殺人 懲役7年(無期懲役) | 無罪 | 懲役3年(懲役5年) |
| T Bハル 農(62) | Y D一藏 農業(53) | A M鶴千代 精米業 (51・男) | F M勘一 無職(41) | Y Y音松 炭焼業(35) | 漁業(36) |
| 由井健之助 石丸友二郎 江本清平 榊原芳夫 | 由井健之助 辻富太郎 山崎勝吉 松野甚之助 | 由井健之助 吉田正之 | 由井健之助 吉田正之 | 由井健之助 吉田正之 | 星野武雄 竹内勇平 竹内勇平 帶刀吉五郎 |
| 弘中武一 | 小河虎彦 | 千々松安太郎 | 小河虎彦 | 小河虎彦 | |

| | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① |
|-------|-----------------------|--|----------------------|-----------------|---|-------------------------|
| | 5・5・10 | 5・3・19 | 4・11・21 | 4・11・13 | 4・7・18 | 4・2・16 |
| 殺人未遂 | 放火 | 強盗強姦 | 放火未遂 | 強姦致傷 | 放火(2件) 放火未遂(1件) | 尊属傷害致死 |
| 殺人未遂 | 放火 懲役7年(懲役7年) | 無罪 | 放火未遂 懲役2年6月(懲役3年) | 猥褻 公訴棄却 | 放火(1件) 無罪 放火・放火未遂(各1件) 懲役4年(懲役7年) | 傷害 懲役2年(懲役2年) |
| S D一雄 | H D哲雄 医師(46) | S I久槌 銀行員(24) | Y U鶴作 写真業(27) | H 勘一 按摩業(30) | M S峰雄 鍛冶職(28) | K T清吉 瓦製造販売業 (29) |
| 矢崎憲明 | 和田仁四郎 木村幾太 | 竹内勇平 木村幾太 <small>(附帯1名は不明)</small> | 木村幾太 竹内勇平 | 和田仁四郎 木村幾太 | 和田仁四郎 木村幾太 小玉平太郎 | 矢崎憲明 小玉平太郎 木村幾太 |
| 瀧石政治郎 | | 田口環 帶刀吉五郎 | 杉本時三郎 | 杉本時三郎 | 相原守正 | 杉本時三郎 |
| 三原鼎 | 千々松秀二 渡邊信男 松野衛一 | 田崎慶一 | 吉田助 | 小河虎彦 | 中村了詮 | 千々松安太郎 千々松秀二 |

| | | | | | |
|--------|-------------------|--------------------------------|---------------|--|--|
| 9・11・9 | 殺人・死体遺棄 (通常公判) | 殺人・死体遺棄 懲役10年 未決勾留180日算入 | UY強助 農(34) | | |
|--------|-------------------|--------------------------------|---------------|--|--|

(注1) ②⑨⑩⑪事件は上告、②事件(弁護士山田善之助・中村了詮)は昭和4年10月29日上告棄却、⑨事件(弁護士小河虎彦・森下良三・桑原高治)は昭和6年11月10日上告棄却、⑩事件(弁護士沼井秀男・内田清吉・海輪利吉郎)は昭和7年4月22日上告棄却、⑪事件(弁護士武田英仁)は昭和8年7月8日上告棄却。

(注2) ②事件については、放火2件(連続犯)中の1件は「然り」、他の1件は「然らず」で無罪、放火未遂1件が「然り」と答申された。

(注3) ③事件は、「主問」強姦致傷は「然らず」、「補問」猥褻について「然り」であった。猥褻罪は、告訴を待って受理すべき事件なので、公訴棄却となった。なお、陪審公判は、風俗壊乱の虞れがあるとの理由で、傍聴禁止であった(大日本帝国憲法第59条、裁判所構成法第105条)。

(注4) ⑤事件は、予審取調の三回以後は、前言を翻して否認するに至った。陪審公判は、風俗壊乱の虞れがあるとの理由で、傍聴禁止であった。

(注5) ⑧事件は、予審免訴となったが、検事の抗告があり、広島控訴院では免訴を取消したので、陪審公判となった。被告人は、警察官、検事に対しては犯罪事実を認めていたが、予審以来否認していた。

(注6) ⑩事件は、被告人は、警察で自白し、第一回予審で自白したが、以後は否認していた。

(注7) ⑫事件の死体遺棄教唆事件は、請求陪審事件であるが請求がなかったので、陪審公判である殺人教唆事件の判決に引続いて、通常裁判で審理された。なお、殺人・死体遺棄の実行犯であるUY強助は、自白したので通常裁判により、昭和9年11月9日、懲役10年(未決勾留180日算入)の判決を受けた。

(3) 岡山地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|---|---------|------|---|-----------------------|----------------------------|-------------|-----------------------|
| ① | 3・11・19 | 殺人 | 殺人 懲役1年6月 執行猶予3年 (懲役1年6月) | YSコマキ 農(36) | 鹿島鶴之助 鈴木喜市 大井尚俊 | 小澤八十 | 家本爲一 |
| ② | 4・2・21 | 殺人未遂 | 殺人未遂 懲役3年(懲役3年) 未決勾留30日算入 | AK義茂 料理人(36) | 菅波鶴雄 佐伯顯二 (陪席1名は不明) | 長本元男 | 岡本佐市 |
| ③ | 4・3・11 | 放火未遂 | 放火未遂 懲役2年(懲役5年) 執行猶予3年 | KB治夫 小学校訓導 (40) | 森 榮 佐伯顯二 (陪席1名は不明) | 小澤八十 | 波多野隆助 小山美登四 森眞六 |
| ④ | 4・3・20 | 殺人未遂 | 傷害 懲役8月(懲役8月) 未決勾留50日算入 執行猶予3年 | ND廣 農(34) | 鹿島鶴之助 大井尚俊 (陪席1名は不明) | 小澤八十 佐伯清 | 田村常造 |
| ⑤ | 4・3・29 | 放火未遂 | 放火未遂 懲役1年6月(懲役3年) 未決勾留60日算入 | KDま津 無職(25) | 鹿島鶴之助 鈴木喜市 (陪席1名は不明) | 小澤八十 | 平尾賢治 |
| | | 殺人 | 過失致死 | IDキミ | 菅波鶴雄 | 小澤八十 | 香山親雅 |

| | | | | | | | |
|---|--------|-----------------------------------|-----------------|---|------|--------------|--|
| ⑥ | 4・7・18 | 罰金50円(懲役3年) | 農(37) | 田上哲二 <small>(除席1名は不明)</small> | | | |
| ⑦ | 4・9・28 | 殺人・殺人未遂 懲役7年(懲役7年) | YS貫一 (27) | 菅波鶴雄 佐伯顯二 <small>(除席1名は不明)</small> | 小澤八十 | 佐藤三郎 吉田輝彦 | |
| ⑧ | 4・11・7 | 放火未遂 懲役2年6月(懲役3年) 未決勾留60日算入 | KM信七 板場(43) | 鹿島鶴之助 大井尚俊 <small>(除席1名は不明)</small> | 長本元男 | 山村利宰平 | |
| ⑨ | 5・7・3 | 殺人未遂 傷害 罰金30円(懲役6月) | ST孫一 農(48) | 鹿島鶴之助 本田等 <small>(除席1名は不明)</small> | 長本元男 | 赤堀龜雄 | |
| ⑩ | 5・7・18 | 殺人未遂 懲役4年(懲役4年) 未決勾留60日算入 | NI末吉 木挽職(43) | 鹿島鶴之助 中澤直吉 <small>(除席1名は不明)</small> | 小澤八十 | 團藤安夫 | |
| ⑪ | 6・2・10 | 殺人 懲役8年(懲役8年) 未決勾留150日算入 | MK米一 土方稼(24) | 鹿島鶴之助 中澤直吉 <small>(除席1名は不明)</small> | 小澤八十 | 栗山精一 | |
| ⑫ | 7・3・12 | 放火・殺人 懲役5年(懲役10年) 未決勾留30日算入 | KY森太 農(55) | 高橋淺太郎 中澤直吉 <small>(除席1名は不明)</small> | 兒玉庄藏 | 山村利宰平 | |

| | | | | | | | |
|---|--------|--|-----------------|---|------|-------------------------|--|
| ⑬ | 9・1・17 | 殺人未遂 暴力行為等処罰ニ關スル法 律違反 懲役10月(懲役1年) 未決勾留150日算入 | SM堅一 興行師(40) | 小林右太郎 中澤直吉 <small>(除席1名は不明)</small> | 兒玉庄藏 | 山村利宰平 小山美登四 岡田豊太郎 | |
|---|--------|--|-----------------|---|------|-------------------------|--|

(注1) ③事件の立会検事は小澤であるが、同人が病氣になったので、論告・求刑は佐伯検事が立会した。
(注2) ⑤⑫⑬事件は上告したが、⑤事件(弁護士森貫六、古味龜)は昭和4年6月13日、⑫事件(弁護士津久井利行、山村利宰平)は昭和7年6月20日、⑬事件は昭和9年4月16日、それぞれ上告を棄却された。

(4) 鳥取地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| | | | | | | | |
|---|---------|----------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|-------|----------------------|
| ③ | 4・11・15 | 脅迫 | 脅迫 | MH治太郎 農兼馬車挽 (42) | 阿部久治 小久保義憲 有地平三 | 戸塚眞一 | 小山晋 |
| ② | 4・9・28 | 殺人未遂 (請求陪審) | 殺人未遂 | MS力藏 農民組合員 (33) | 阿部久治 小久保義憲 | 松野平一 | 伊墻増藏 |
| ① | 4・6・24 | 放火未遂 建造物等以外放火 (請求陪審) | 器物損壊 器物損壊 器物損壊 公訴棄却 | KN隆晃 住職(28) | 篠田嘉一郎 阿部久治 桑山榮吉 | 谷田勝之助 | 君野順三 伊墻増藏 寺崎勝治 |
| | | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 辩护人 |

(5) 松江地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|-------------|------------------------------------|---|-----------------------|----------------------|------|--------------|
| ① 6・3・26 | 殺人 | 嘱託殺人 懲役3年(懲役3年) | SJ諭鷹 農業(23) | 渡邊彦士 森西隆恒 小松辰郎 | 鍋島清 | 大脇熊雄 森脇忠一 |
| ② 6・8・11 | 殺人未遂 | 殺人未遂 懲役2年(懲役4年) | ADタネ 農業(38) | 渡邊彦士 蓮沼重雄 小松辰郎 | 山田倫正 | 草光義質 和田珍頼 |
| ③ 7・7・19 | 尊属殺人 | 更新 | KS仲一 下駄製造業 (32) | 渡邊彦士 岡崎誠一 横山正忠 | 山田倫正 | 草光義質 |
| ④ 7・9・10 | 尊属殺人 | 尊属傷害致死 懲役4年(懲役5年) 未決勾留200日算入 | KS仲一 下駄製造業 (32) | 渡邊彦士 森西隆恒 蓮沼重雄 | 山田倫正 | 草光義質 和田珍頼 |
| ⑤ 8・3・31 | 強盗殺人 非現住建造物放火 死体損壊 (通常公判) | 強盗殺人 死刑(死刑) 非現住建造物放火 死体損壊 刑を科せず(懲役5年) | OS忍 船大工職 (35・男) | 佐伯頭二 横山正忠 土田吾郎 | 永尾晃人 | 大脇熊雄 |

(6) 松山地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|--------------|---------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-------|-------------------------------|
| ① 4・10・31 | 放火 | 無罪 | MK金次 (60) | 小林右太郎 黒田俊一 荻原竹儀 | 帯刀吉五郎 | 清家俊三 |
| ② 4・12・26 | 殺人・殺人未遂 | 殺人・傷害 懲役10年(懲役12年) | UTM覺善 土木請負業 (42) | 宮脇幸治 森加重登 黒田俊一 | 松井善太郎 | 山本芳三郎 高橋英吉 佐藤義道 大隅吉廣 |

(注1) ③事件は、警察、検事、予審第一回取調に自白していたが、陪審員の答申が、「主問」尊属殺人、「補問」尊属傷害致死、ともに「然らず」であったので、裁判長は採択せず(陪審法第95条)、再陪審(④事件)となった。

(注2) ⑤事件は、陪審公判である強盗殺人に引続いて、非現住建造物放火・死体損壊は通常裁判で審理された。そして、強盗殺人については死刑を言渡し、非現住建造物放火の点は刑法第109条第1項に、死体損壊の点は同法第190条に各該当するが、以上は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合なので、同法第54条第1項前段第10条により、重い非現住建造物放火罪の刑を以て処断すべきところ、右は強盗殺人罪と同法第45条後段の併合罪をなすが、右強盗殺人罪について死刑を言渡したので、本件放火罪については同法第46条第1項に則り、「刑を科せず」と判決した。

(注3) ⑤事件の強盗殺人は上告(弁護士大脇熊雄、吉田嘉平治)したが、大審院は昭和8年6月23日上告を棄却した。また、⑤事件の非現住建造物放火・死体損壊は、通常公判である。控訴したが、昭和8年10月16日広島控訴院は控訴を棄却した。そして、上告(弁護士藤沼光、大脇熊雄)したが、昭和9年2月2日大審院は上告を棄却した。

| | | | | |
|---|----------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ |
| | 4・11・21 | 4・10・26 | 4・10・10 | 4・9・26 |
| | 殺人 | 殺人 | 殺人未遂 | 殺人 |
| 未決勾留100日算入 傷害致死 懲役2年 傷害致死 懲役2年 未決勾留100日算入 傷害致死 懲役2年 未決勾留100日算入 | 更新 未決勾留30日算入 | 更新 未決勾留60日算入 | 更新 未決勾留30日算入 | 更新 未決勾留30日算入 |
| 仲仕(32) ON重吉 仲仕(27) TD忠人 運送業助監督 (49) | 仲仕(29) ST萬太郎 製粉業(50) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) |
| 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) |
| 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 |
| 不明 | 渡部一 | 不明 | 不明 | 足立進三郎 明石九一 緒方弘 毛利興一 |

| | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------------------|----------------------|------------------|-------------------------------|
| | ⑭ | ⑬ | ⑫ | ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ |
| | 4・8・2 | 4・5・11 | 4・4・26 | 4・4・23 | 4・4・13 | 4・3・28 | 4・3・12 |
| | 殺人・殺人未遂 | 殺人未遂 | 殺人・殺人未遂 | 放火 | 殺人未遂 | 殺人・殺人未遂 | 殺人未遂 |
| 懲役6年(懲役8年) | 懲役6年(懲役7年) | 無期懲役(死刑) | 無期懲役(死刑) | 放火 懲役3年(懲役3年) 未決勾留50日算入 | 傷害 懲役3年(懲役3年) | 更新 | 傷害 懲役2年(懲役2年) 未決勾留30日算入 |
| 露天商(48) | NMワサ 料理人(38) | GK義典 元職工(35) | TZ克次郎 元職工(35) | YN護一 洋家具商 (44) | TU茂 洋服裁縫職 (35) | TZ克次郎 元職工(35) | MO進 支那蕎麦行商 (27) |
| 柴田貞輝 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 柴田貞輝 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 永田圭一 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 柴田貞輝 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) |
| 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 西堀元道 | 末次梧郎 | 末次梧郎 |
| 小川良之助 | 奥田福敏 | 小西喜雄 | 梨岡時之助 | 川崎齋一郎 | 本田武蔵 | 梨岡時之助 | 飯島善之助 |

| | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------|--------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| ③1 | ③0 | ②9 | ②8 | ②7 | ②6 |
| 9・7・30 | 8・7・17 | 6・8・8 | 6・4・22 | 6・1・28 | 5・7・29 |
| 放火 | 放火 | 殺人未遂 | 殺人 | 放火・詐欺 放火 | 殺人未遂 (通常公判) |
| 放火 懲役6年 未決勾留200日算入 | 失火 罰金200円(罰金200円) 未決勾留50日算入(1日1 円の割合) | 殺人未遂 懲役3年(懲役3年) | 殺人 懲役12年 未決勾留60日算入 | 無罪 放火 懲役6年(懲役8年) 未決勾留60日算入 | 傷害 懲役2年(懲役3年) 執行猶予2年 |
| I H三郎 理髪業(34) | T N惣之助 建具商(33) | K D正市 (25) | T I要 手伝職(36) | R D乙治 大工職(47) | U I國平 (28) |
| 中西保則 (陪席は不明) | 中西保則 (陪席は不明) | 柴田貞輝 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) |
| 米原容次郎 福尾彌太郎 | 福尾彌太郎 | 末次梧郎 | 不明 | 樋山良廣 | 樋山良廣 |
| 川崎齋一郎 | 林良明 大坪貞五郎 溝淵春次 | 河本尚 春原源太郎 | 不明 | 溝淵春次 奥谷真吉 | 不明 |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|---------------------|---|
| ②5 | ②4 | ②3 | ②2 | ②1 | ②0 | ①9 |
| 5・6・19 | 5・5・27 | 5・4・26 | 5・3・27 | 5・3・5 | 4・12・18 | 4・12・17 |
| 殺人・公務執行妨害 窃盗・強盗・準強盗 | 放火未遂 | 放火 | 傷害 (通常公判) | 殺人未遂 | 殺人 | 殺人 |
| 殺人・公務執行妨害 無期懲役(無期懲役) 窃盗・強盗・準強盗 | 放火未遂 | 放火 | 傷害 懲役3年 | 殺人未遂 | 殺人 | 殺人 |
| 懲役1年6月(懲役2年) | 刑法110条放火 | 懲役3年(懲役5年) | 懲役3年 | 無期懲役(死刑) | 傷害致死 懲役8年(懲役10年) | 殺人 懲役2年・執行猶予2年 未決勾留40日算入 (懲役2年・執行猶予) |
| S K春藏 無職(35) | U D榮一 鍼力職(20) | I B一男 湯屋(29) | N M榮太郎 船夫(48) | K K正太郎 船夫(48) | H 耕太郎 料理人(42) | Y G富三郎 無職(66) |
| 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) | 不明 | 池内善雄 (陪席は不明) | 柴田貞輝 (陪席は不明) | 池内善雄 (陪席は不明) |
| 石井謹爾 | 石井謹爾 | 石井謹爾 | 不明 | 石井謹爾 | 末次梧郎 | 西堀元道 |
| 奥田福敏 | 別城遣一 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |

| | | | | | | | |
|----|----------|------------------|---|-----------------------|------------------|--------------|----------------------|
| ③2 | 10・5・6 | 放火 | 無罪 | U H 爲次郎 蒲田商(51) | 中西保則 (陪席は不明) | 岡本梅次郎 | 木村順一 高梨乙松 清水嘉市 |
| ③3 | 11・9・28 | 放火 | 放火 懲役7年(懲役7年) | HN末吉 僧侶(34) | 大野新一郎 (陪席は不明) | 藤田三郎 | 奥田福敏 |
| ③4 | 12・4・16 | 準強盗傷人 住居侵入・窃盗 | 準強盗傷人 住居侵入・窃盗 懲役5年(懲役7年) 未決勾留60日算入 | SE正男 無職(24) | 中西保則 (陪席は不明) | 小坂良輔 | 増田幸次郎 |
| ③5 | 17・7・22 | 放火未遂 | 更新 | YK義造 椅子製造業 (43) | 富田忠治郎 (陪席は不明) | 瀬戸格致 | 坂東米八 安達武雄 |
| ③6 | 17・12・26 | 放火未遂 | 放火未遂 懲役3年(懲役5年) 未決勾留150日算入 | YK義造 椅子製造業 (43) | 富田忠治郎 福島尚武 | 芳賀貞政 小坂良輔 | 坂東米八 |

(注1) ②事件は、上告したが昭和4年3月14日上告棄却された(大阪地方裁判所「陪審事件簿」)。

(注2) ⑤事件は、上告したが昭和4年5月7日上告棄却された。

(注3) ⑦事件は、請求陪審事件である。

(注4) ⑧事件は、上告したが昭和4年6月14日上告棄却された。

(注5) ⑨事件(殺人二名・殺人未遂二名)は、被害者二名(殺人未遂)に対しては、殺人未遂の答申であったが、他の被害者二名(殺

人)に対しては、傷害致死(二名)の縮小認定であったので、全部が更新された。すなわち、殺人の公訴事実については、被告人は被害者「稲次郎」に対しては殺意を以て殺害した供述しており、また被告人は被害者「はや」を被害者「稲次郎」と誤認して殺害したと供述しているのに、陪審員がいずれも傷害致死の答申をした。そこで、裁判所は、答申全部について採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。

(注6) ⑪事件は、上告したが昭和4年8月2日上告棄却された。

(注7) ⑫事件は、⑨事件が更新された再陪審事件である。再陪審⑫事件においては、被害者二名(殺人)に対して公訴事実通り殺人の答申、他の被害者二名(殺人未遂)に対しても公訴事実通りの殺人未遂(二名)の答申が採用された。上告したが昭和4年6月5日上告を取下げた。

(注8) ⑮事件は、殺人の公訴事実(被害者2名)に対し、陪審員の答申が、被告人久一郎については被害者一名は殺人、他の一名は傷害致死、被告人忠人については被害者二名とも傷害致死であるが正当防衛、被告人重吉については被害者二名とも傷害致死であったので、裁判所は不当と認め採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。

(注9) ⑯事件は、⑮事件が更新された再陪審事件である。上告したが、昭和4年12月10日上告を取下げた。

(注10) ⑳事件は、上告したが昭和5年5月27日上告棄却された。

(注11) ㉒事件は、共犯榮太郎は傷害罪で起訴されて、通常公判で傷害の判決を受けた(大阪地方裁判所「刑事第一審事件簿」)。被告人正太郎に対する陪審公判は、判決書が残っており、かつ陪審公判始末簿にも判決罪名がきざいされていないし、また新聞報道にも答申、求刑、判決罪名が見当たらず、判決において殺人未遂が傷害とされかは不明である。

(注12) ㉔事件は、放火未遂で起訴され、主問の放火は「然らず」、補問の放火(刑法110条)が「然り」となった。

(注13) ㉖事件は、被告人に対する窃盗強盗・準強盗は、通常公判で審理された。

(注14) ㉘㉙事件は、新聞報道の求刑が残っていないので、求刑は不明である。

(注15) ㉚事件は、上告したが昭和12年8月26日上告棄却された。

(注16) ⑤事件は、陪審員は主問の放火未遂に対して「然らず」の答申をしたため、裁判所は不当と認め採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定（陪審法第95条）をした。

(注17) ⑥事件は、⑤事件が更新された再陪審事件である。上告（弁護士坂東米八、鍛治利一）したが、昭和18年7月16日上告棄却された。

(2) 京都地方裁判所における陪審公判結果一覧表

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---------|--------------------|----------------------|--------------------------------|-----------------------|------|
| 判決日(昭和) | 4・4・16 | 4・6・1 | 4・7・8 | 5・2・12 | |
| 公訴罪名 | 殺人 | 強盗殺人未遂 | 放火 | 放火 | 殺人未遂 |
| 判決(求刑) | 殺人 懲役10年(懲役10年) | 強盗殺人未遂 懲役7年(懲役7年) | 放火 懲役5年(懲役5年) 未決勾留100日算入 | 放火 懲役3年(懲役3年) | 殺人未遂 |
| 被告人(年齢) | OK芳太郎 無職(19) | KM政治 糸物商(22) | YM金治 縮緬製造業 (32) | YG駒吉 土木請負業 (39) | KB観空 |
| 裁判官 | 堀耕作 遠藤剛一 永田忠 | 堀耕作 遠藤剛一 永田忠 | 堀耕作 遠藤剛一 永田忠 | 堀耕作 前田寛 永田忠 | 堀耕作 |
| 検察官 | 山口龍作 小山芳良 | 山口龍作 | 山口龍作 | 大平廣衛 | 村上雄治 |
| 辩护人 | 若林駒之輔 新免峰彦 | 尾崎保 小田美奇穂 | 野間泰治 | 高山義三 荒賀勝平 中坊忠治 | 酒見新一 |

(3) 神戸地方裁判所における陪審公判一覧表

| | ⑥ |
|---------|------------|
| 判決日(昭和) | 5・3・10 |
| 公訴罪名 | 放火 |
| 判決(求刑) | 懲役5年(懲役7年) |
| 被告人(年齢) | 無職(64) |
| 裁判官 | 前田寛 永田忠 |
| 検察官 | 大平廣衛 |
| 辩护人 | 塚崎直義 |

(注1) ①事件は、上告（弁護士若林駒之輔）したが、昭和4年7月20日上告棄却。

(注2) ②事件は、上告（弁護士岡田庄作、尾崎保、小田美奇穂）したが、昭和4年10月19日上告棄却。

(注3) ⑤事件は、上告（弁護士塚崎直義）したが、昭和5年7月5日上告棄却。

| | ① | ② | ③ |
|---------|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 判決日(昭和) | 3・12・12 | 4・5・10 | 4・10・19 |
| 公訴罪名 | 放火 | 放火 | 強姦致傷 |
| 判決(求刑) | 放火 懲役3年(懲役5年) | 非現住建造物放火 懲役3年(懲役3年) 未決勾留60日算入 | 強姦 懲役3年 未決勾留300日算入 (懲役3年・相当未決勾留) |
| 被告人(年齢) | OY政太郎 大工職(34) | TG政右衛門 農業兼仲仕 (32) | HD市藏 荷馬車挽(29) |
| 裁判官 | 加藤健一 荻野益三郎 江場盛次 | 加藤健一 荻野益三郎 江場盛次 | 友真碩太郎 中島貢 松本昌三 |
| 検察官 | 眞野歆三郎 | 遠藤常壽 | 遠藤常壽 |
| 辩护人 | 熊谷康次郎 安藤眞一 | 豊住昌治 | 石橋利之 稲垣正二 |

| ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ |
|------------|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 13・5・19 | 6・5・19 | 5・11・11 | 5・2・28 | 4・12・23 | 4・10・19 |
| 強盗殺人 | 放火 | 殺人未遂 | 放火未遂 | 殺人未遂 | 放火未遂 |
| 無期懲役(無期懲役) | 放火 懲役5年(懲役5年) 未決勾留150日算入 | 殺人未遂 懲役3年(懲役5年) 未決勾留120日算入 | 放火未遂 懲役2年6月(懲役3年) 未決勾留50日算入 | 傷害 懲役4月(懲役4月) 執行猶予3年 | 無罪 |
| 無職(28) | M悦道 農業者兼炭焼業 (48) | Y孝義 農業(22) | MK重太郎 酒醬油小売商 (33) | AD安太郎 仲仕(55) | UB孝一 土木請負業 (46) |
| 大塚俊勝 | 島津兼三郎 | 友真碩太郎 | 加藤健一 | 加藤健一 | 加藤健一 |
| 福尾彌太郎 | 高橋猪久次 | 小泉敏次 | 山崎八十二 | 向井太郎 | 向井太郎 |
| 前田力 | 眞野歡三郎 | 松本昌三 | 宮武能孝 | 山崎八十二 | 山崎八十二 |
| | 眞野歡三郎 | 友真碩太郎 | 鳴海一二三 | 加藤健一 | 加藤健一 |
| | 澁谷又二 | 熊谷康次郎 | 眞野歡三郎 | 遠藤常壽 | 眞野歡三郎 |
| | | | 島田國丸 | 淡路健治 | 澁谷又二 |
| | | | | | 高山義三 |
| | | | | | 淡路健治 |

(注1) ②事件は、上告(弁護士豊住昇治)したが、昭和4年10月4日上告棄却された。

(注2) ③事件は、予審において「強姦に対しては被害者の適法な告訴が無く、致傷の点は公判に附するに足る嫌疑無し」として、予審免訴となったが、検事の抗告があり、大阪控訴院では予審免訴を取消したので、陪審公判となった。また、③事件は、風俗を乱す虞があるものとして、傍聴禁止となった。

(注3) ④事件は、被告人は、警察、検事局では、真犯人を釣るために自白したが、検挙されそうにないので、予審では否認したという。

(注4) ⑧事件は、放火・詐欺未遂事件であるが、詐欺未遂事件は、放火事件の陪審公判後に、引き続き通常手続で審理された。

(4) 奈良地方裁判所における陪審公判一覧表

| ③ | ② | ① | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 辩护人 |
|-------|----|------|---------|------|---|-----------------------|---------------|-------|-----------------------|
| 5・5・3 | 殺人 | 殺人未遂 | 4・1・25 | 殺人未遂 | 傷害 懲役4月 未決勾留30日算入 (懲役4月、相当未決勾留日数算入) | OM為吉 農業兼車夫 (52) | 久保田美英 高野綱雄 | 加藤治之丞 | 峰本新太郎 中西保之 松田圭三 |
| | 放火 | 放火 | 4・2・7 | 放火 | 懲役3年(懲役7年) | TM善太郎 旅館業(48) | 久保田美英 高野綱雄 | 鳥原英治 | 禪野佐助 北浦圭太郎 |
| | 殺人 | 殺人 | 5・5・3 | 殺人 | 懲役6年(懲役10年) | NT榮一郎 指物職(28) | 久保田美英 吉田正雄 | 神谷敏行 | 禪野佐助 |

| | | | | |
|--|--|------------------|------|--|
| | 未決勾留120日算入 傷害致死 懲役2年(懲役2年) 未決勾留120日算入 執行猶予3年 | NT秋一 コルク職(21) | 大井尚俊 | |
|--|--|------------------|------|--|

(注1) ①事件は、被告人は予審でも準備手続でも殺意を否認してきた。

(注2) ③事件は、殺人の共犯で起訴され、兄榮一郎は殺人、弟秋一は傷害致死と認定された。

(5) 大津地方裁判所における陪審公判一覧表

| | | | | | | | |
|---|---------|------|----------------------------------|------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
| ① | 5・7・19 | 強姦致傷 | 強制猥褻致傷 懲役4年 | SN久之 農会技手(35) | 大久保與三 池田収二 | 宮崎國吉 眞田俊雄 | 植村善三 |
| ② | 12・8・9 | 殺人 | 殺人 懲役10年(懲役12年) 未決勾留250日算入 | MI庄藏 会社員(48) | 山本武雄 磯村義利 萩原敏一 | 國分丸治 中本廣三郎 | 堀江專一郎 山下彬麿 山本福丸 |

(注1) ①事件は、傍聴禁止の非公開審理であった。求刑は不明である。

(注2) ②事件は、上告(弁護士堀江專一郎、山下彬麿、大塚喜一郎)し、昭和13年1月24日大審院は、原判決を破棄し京都地方裁判所に移送した。破毀移送後の京都地方裁判所では、通常手続きで審理され(弁護士山下彬麿、我妻武雄)、昭和13年5月9日、懲役7年・未決勾留250日算入(求刑懲役10年)の判決があった。控訴(弁護士山下彬麿)したが、昭和14年3月18日大阪控訴院は、懲役

(6) 和歌山地方裁判所における陪審公判一覧表

| | | | | | | | |
|---|---------|-----------|------------------------|----------------|----------------------|-----|-----|
| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
| ① | 4・2・18 | 殺人及尊属殺人未遂 | 傷害致死及傷害 懲役6年(懲役10年) | HI辰吉 無職(37) | 伊藤浩蔵 山本武雄 小林種吉 | 堀部淺 | 細谷馨 |

(注) ①事件の公訴事実は、被告人の妻に対する殺人、および被告人の実父に対する殺人未遂事件である。

7年、上告前第一審大津地方裁判所における未決拘留日数250日算入の外に大阪控訴院における未決拘留日数100日を算入した。上告(弁護士瀧川幸辰、堀江專一郎、大塚喜一郎)したが、昭和14年7月10日大審院は、未決日数算入に違法ありとして原審を破毀し、懲役7年未決拘留日数250日算入と自判した。

(7) 徳島地方裁判所における陪審公判一覧表

| | | | | | | | |
|---|---------|------|----------------------------|-----------------|------------------------|------|-----|
| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
| ① | 4・3・16 | 殺人 | 殺人 懲役2年(懲役3年) 執行猶予3年 | KMアイエ 農業(27) | 浅井延次郎 坂本徹章 佐々木二雄 | 浦川忠蔵 | 谷原公 |

(8) 高松地方裁判所における陪審公判一覧表

| | | | | | | | |
|---|---------|------|--------|---------|-------|-------|------|
| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
| ① | 5・4・ | 殺人 | 殺人 | TG留一 | 石井壽太郎 | 宮重左馬吉 | 中村咬久 |

| | | | | | | | | |
|---|--------|--------------------|---------------------------------|-----------------|------------------------|------|--|------|
| | 9 | | | | | | | |
| | 5・4・28 | 非現住建造物放火 (通常公判) | 無期懲役(無期懲役) 懲役2年 | 古物商(34) | 三好眞一 (陪席不明) | | | 長濱懿 |
| ② | 7・7・29 | 放火 | 放火 懲役2年6月(懲役5年) 未決勾留40日算入 | ST一夫 足袋職(22) | 内藤諒太郎 小林種吉 神戸敬太郎 | 小野謙三 | | 中村皎久 |

(注1) ①事件は、被告人が実兄を殺害し(陪審公判)、被害者所有の塩田釜屋に放火した(通常公判で審理)という事件である。
(注2) ②事件は、上告(弁護士長野國助、中村皎久)したが、昭和7年11月14日上告棄却。

(9) 高知地方裁判所における陪審公判一覧表

| | 判決日(昭和) | 公訴罪名 | 判決(求刑) | 被告人(年齢) | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 |
|---|---------|------|-------------------------------|-----------------------|------------------------|-------|----------------|
| ① | 4・3・20 | 殺人 | 殺人 懲役2年(懲役2年) 執行猶予3年 | MM貞次 木炭製造業 (40) | 多田常太郎 川崎恒二 山崎寅之助 | 加藤治之丞 | 水野吉太郎 高石久壽喜 |
| ② | 6・5・29 | 殺人 | 殺人 懲役4年(懲役4年) 未決勾留40日算入 | TH銀松 樽屋(41) | 岡崎善太 小林種吉 山崎寅之助 | 加藤治之丞 | 不明 |
| ③ | 9・7・7 | 放火未遂 | 放火未遂 懲役1年6月 (懲役2年6月) | SM政重 炭焼業(28) | 柴田貞輝 佐藤智彦 平峯隆 | 片寄秀 | 不明 |

三 陪審裁判に対する評価とその再検討

(一) 陪審裁判に対する戦後の評価

利谷信義は、我国において施行された「陪審法は、陪審法として備えるべき内容を見事に骨抜きにされていると言えよう。……しかし、全く一般の国民から隔絶し、閉鎖的であった司法制度の中に、ともかくも国民的な要素が注入されたことも確かである。」という。そして、「陪審法の問題点を挙げれば、以下の通りである。」として六点の問題点を挙げる

(利谷信義「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として——」・東京大学社会科学研究所編『戦後改革』4司法改革、東京大学出版会・一九七五年七月、83頁)。六点の問題点を要約すると、次の通りである。

第一に、陪審制度の担い手を有産階級としたことである。これは「司法の民衆化」という当時の謳い文句にも反する事態であった。

第二に、陪審事件の範囲がきわめて狭く限定されたことである。選挙違反や治安維持法違反事件など……を陪審不適事件として除外したこと、請求陪審事件の範囲を広くとったことは、陪審制度の比重を軽くし、その存在意義を著しく損なうものであった。しかも、なるべく通常手続に移行する様に制度的な工夫がこらされていた。このような状況の下では、法定陪審を辞退しないこと、また請求陪審を請求することは、裁判官に対する挑戦と受けとられる可能性があり、通常手続の選択へと傾くことにならざるをえない。

第三に、陪審裁判の手続が、被告人の防禦にとつて不利であったことである。裁判長の説示は、これに対して異議を申し立てることはできない。また、直接審理の原則を破る証

抛法がとられていることは、陪審裁判の本質を損なうものである。

第四に、陪審の答申に多数決主義を採用してすることも問題である。無罪の推定の原則は、きわめて弱められたと言わなければならない。

第五に、陪審の答申に拘束力がないことである。裁判所は、陪審の答申を不当とみとめたとき、それが裁判官の判断と一致するまで、少なくとも理論的には何度でも陪審の更新ができる。このことは、いわば裁判所の当事者化、検察側への接近を意味するものであり、陪審裁判の構造そのものの否定であって、天皇制下の司法制度の根本的な制約を示すものと言わねばならない。

第六に、陪審判決に対して控訴が許されないことである。このことは、陪審裁判である限り一応は当然であると言えよう。しかし、陪審法は、そもそも陪審の更新をみとめることによつて、控訴を否定する論拠は失われた、しかも、被告側は有罪判決に導く答申を争う機会を不均衡に奪われることになる。

そして、利谷は、陪審法の実施状況について、次のようにいう。「……陪審制度の利用を直接に決定するのは在野法曹である。ところが、在野法曹は、その利用について、一向に「気乗のせぬ」状態にあつた（注、広島弁護士会員・秦良一「陪審法の欠陥」『法律新聞』昭和6年8月3日。秦は、広島地裁^②事件の弁護士である）。それは、……陪審法の意識して作られた欠陥、とくに裁判長の説示、陪審の更新、……訊問調書の証拠能力の承認や証拠物・証拠書類の陪審への交付などが、陪審の判断をゆがめて、在野法曹を絶望させたからである。さらに、制度の担い手である裁判官の問題が重要である。……昭和二年に大審院長となつた牧野菊之助は、大正一五年の大審院部長時代、次のように述べている。『一般民衆が、法律智識に欠くる所あり、

裁判所と検事局との区別を知らず、司法処分の何たるかを解せず、証人たるの義務をも弁へずして裁判所に出でて嘘八百を平気で並べたて、裁判官をして事実の真相を捕ふるに支障を与へ、……近き将来に於て陪審制を実施するとも十分に其効果を挙げべきや否を懸念せざるを得ない』。ここにみられる「一般国民」への不信と軽蔑は、敵意ではないかとすら思われる。かかる不信・軽蔑や敵意の下では、被告が陪審を辞退しないのは、裁判官への不信であり挑戦であると裁判官に受けとられるのではあるまいか。陪審の請求に至つてはなおさらである。もしも被告について、「然り」（犯罪構成事実が存在する）と答申されたとせよ。裁判官による刑の量定の峻厳さは、おして知るべしである。それは、「然らず」と答申された場合について、無罪の宣告をする代りに、陪審の更新がかなり多く行われたことからも推測しえよう。被告たるもの、戦慄せざるをえないのである。……在野法曹は、依頼者にこの危険な賭をさせるわけには行かなくなる。彼は控訴できる通常の道を被告にすすめるであろう。ここでは、陪審を辞退し、裁判官に恭順の意を表わすことこそが、もっとも基礎的で有効な「法定技術」であるということになる。……このように考えれば、あえて陪審を選んだものは、逆にかなり無罪に自信のある人々と言えるのではなからうか。とすれば、無罪率がきわめて高いのは当然であり、むしろまだ低すぎたのではないかとの危惧すらある」という（利谷信義「司法に対する国民の参加——戦前の法律家と陪審法——」・潮見俊隆編『岩波講座現代法』6・現代の法律家、岩波書店・一九六六年六月、388頁）。

そして、利谷信義は、「一七％と無罪率の高いことは、制度的・時代的制約下においても、陪審制度の人権擁護的な側面がある程度發揮されたものと見ることができよう」という（利谷信義「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として——」・東京大学社会科学研究所編『戦後改革』4司法改革、東京

大学出版会・一九七五年七月、92頁）。更に、利谷は、「日本の陪審法が、きわめて重大な欠陥をもつていたことは明らかである。にもかかわらず、人権擁護のために一定の役割を果たしたことは認めてよいであろう。一四年半の実績は、陪審裁判の総件数にして四八三件、陪審裁判を受けた人員にして総計六一一名、そのうち無罪九四名（一五・四％）であり、無罪率は同時期の一般刑事事件の無罪率が一・二〜三・七％であったことと比較すると格段に高い。陪審法が施行された時期が、恐慌から戦争へと向かう不幸な時代であったことからすると、総件数が少なかったからと言って、以上の実績を簡単に失敗であったと片づけることはできない」という（利谷信義「日本の陪審法——その内容と実施過程の問題点——」・『自由と正義』第35巻第13号・一九八四年二月、11頁）。

（注1）利谷信義「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として——」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革』4司法改革、東京大学出版会・一九七五年七月）、利谷信義「司法に対する国民の参加——戦前の法律家と陪審法——」（潮見俊隆編『岩波講座現代法』6・現代の法律家、岩波書店・一九六六年六月）、利谷信義「日本の陪審法——その内容と実施過程の問題点——」（『自由と正義』第35巻第13号、一九八四年二月）は、陪審法の成立経緯、陪審法の内容と機能、実施過程と施行停止、陪審法復活の議論の動向について論述し、戦後の陪審法の評価について大きな影響を与えた必読の論文である。

利谷には、国民の司法参加に関して、この外に利谷信義「検察審査会と国民の法意識」（野村平爾ほか著『日本の裁判』戒能通孝博士還暦記念論文集、日本評論社・一九六八年二月）、利谷信義「条約改正と陪審制度」（『社会科学研究』渡辺洋三先生還暦記念号・第33巻第5号、一九八一年二月）、利谷信義「天皇制法体制と陪審制度」（日本近代社会法制史研究会編『日本近代国家の法構造』木鐸社・一九八三年）がある。

（注2）利谷信義「貫い子殺人陪審裁判」（潮見俊隆・北野弘久・小田成光・鳥生忠佑編『現代司法の課題』松井康浩弁護士還暦記念、勁草書房・一九八二年二月）は、「もっともおくれているのは、日本の司法制度史における陪審法の実施状況の研究ではないかと考える。……この種の業績としては、森長英三郎、浦辺衛、青木英五郎の諸氏のものがある。本稿は、ある陪審事件の記録であり、陪審法の施行状況の研究材料の一つを付け加えようとするものである。」という。

なお、増田修「広島控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」（『修道法学』第33巻第2号、二〇一一年二月、758頁）に、各地の陪審裁判の実際、実例などに関する報告を二九点紹介したので参照されたい。

（二）陪審裁判の無罪率

しかし、陪審公判は、総べての事件において公訴事実を否認しているのであるから（陪審法〔第7条〕、殆どが自白事件である通常公判と比較すれば、無罪率が格段に高いのは当然である）。

佐伯千俣は、「陪審事件の無罪率は、被告人が始めから公訴事実を否認している事件のみの無罪率であって、自白事件を含んでいないのであるから（法七条）、被告人が公訴事実を否認し争っている事件と、それを争わず認めている自白事件との双方を含んでいる通常の刑事裁判（職業裁判官のみによって裁判される）の無罪率とは、同一の標準で比較することはできないということである。特に通常の刑事事件では、被告人が公訴事実を争わず始めから認めている自白事件——それらは殆ど有罪になる——が大部分であって、否認事件——無罪の大半は此の中から出る——は少数の例外なのであるから、その両者を合わせた通常の刑事裁判の無罪率が低いのは、当然だからである。両者の無罪率を形式的に比較しただけでは意味がない。」と指摘している（佐伯千俣『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月、14頁）。

陪審公判の無罪率が高いかどうかは、陪審公判で無罪を主張して争った無罪率と、陪審

公判を辞退して通常公判で無罪を争った事件の無罪率と比較すべきであるが、そのような当時の統計資料はない。しかも、陪審公判においては、総べての事件で公訴事実を争っているのであって、無罪・有罪ばかりが問題なのではなく、その中には——無罪の主張ばかりでなく、例えば殺人の公訴事実に対して、殺意を否認して、傷害致死の主張をするなど——縮小認定（例えば、殺人を傷害致死と認定する）を求めて争った事件も多数あり、縮小認定の答申が出された事件も少なくない。このような陪審公判の実像を見失って、陪審公判（総べて否認事件）の無罪率が通常公判（殆ど自白事件）の無罪率と比較して高率であることだけから、陪審裁判に何等かの意義を見出そうとしても無理がある。

大阪控訴院管内では、無罪率三・九六％、縮小認定率二九・一〇％で、被告人の主張容認率（無罪率＋縮小認定率）は、合計三三・〇七％である。また、広島控訴院管内の陪審公判では、無罪率一〇・一二％、縮小認定率三三・〇三％で、被告人の主張容認率は、合計四三・一五％である。このように、無罪に縮小認定を加えて、被告人の主張が全部または一部容認された陪審公判は、三三％乃至四三％位はあったと思われる（注、この点は全国調査の必要がある）。

この状況の中で、当時の判事・検事は、通常公判では公訴事実通りに有罪になるはずの事件のうち、かなりが無罪あるいは縮小認定になっている事実を見出し、困惑していた。これに対して、弁護士は、無罪は当然である、あるいは縮小認定は陪審裁判の妙味であると喜んでいたのである。

それと同時に、陪審裁判はすべて公訴事実を争うものであるにも拘わらず、被告人の主張が容認されない率が、五七％乃至六七％ある事実を無視してはならない。岡原昌男（当時司法書記官、後の第八代最高裁判所長官）が、被告人が陪審を辞退する理由の一つとして、「陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実」を挙げているのは、この状況を反映していると思われる（岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」・『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月、18頁）。そして、この事実は、また、その中には誤判もあつたのではないかという懸念を払拭出来ないことを示唆している。

（注1）『法曹会雑誌』（陪審法実施記念号、第7巻第10号、一九二九年一〇月、330～338頁）に掲載された「自昭和三年十月至同四年六月 全国陪審公判一覽表」には、全国一一四件の公判期日・答申迄の開廷日数・公訴罪名・被告人の氏名・問の種類・答申・答申の採否・判決罪名・量刑などが掲載されている。この「自昭和三年十月至同四年六月 全国陪審公判一覽表」の陪審公判一一四件における被告人の主張容認率を見ても、無罪一〇・七五％（一二・二五件）、縮小認定三三・八四％（三八・五八件）、合計（被告人の主張容認率）四四・五九％である。また、陪審公判一一四件のうち、三五件は広島・大阪控訴院管内の事件であるが、それを除外した全国七九件についての無罪率は、一四・二四％（一一・二五件）、縮小認定率は三四・二八％（二七・〇八件）、被告人の主張容認率は四八・五二％である。

（注2）陪審の評議に付せられた事件の終局結果状況は、次の「年度別陪審の評議に付せられた事件の終局結果状況一覽表」の通りである（岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」・『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月、20頁）。ただし、縮小認定については、記載されていない。

陪審裁判が始まった頃の無罪率は、昭和四年九・七九％、昭和五年四・五五％と二桁台で、無罪件数は、昭和四年一四件（放火一件、殺人三件）、昭和五年三件（放火一件、強盗強姦一件）と多くはなかつた。それに対し、通常公判では、昭和四年は、放火八件無罪、殺人一〇件無罪、直系尊属殺人四件無罪など、昭和五年は、放火一件無罪、殺人一件無罪、強盗強姦二件無罪などであり、無罪件数は陪審公判よりも通常公判の方が多かつたのである（『刑事統計年報』に収録された「罪名別陪審事件刑法犯終局被告人ノ科刑其他」、および「罪名別通常第一審刑法犯終局被告人ノ科刑其他」による）。「陪審の評議に付しても被告人等が期待した程

に左程多くの無罪判決が言渡されなかったと謂ふ過去の事実」とは、この様な状況を指していると思われる。

年度別陪審の評議に付せられた事件の終局結果状況一覧表

| 昭和 | 有罪 | 無罪 | 公訴棄却 | 陪審更新 | 合計 | 無罪率(%) |
|-----|-----|----|------|------|-----|--------|
| 一〇年 | 九 | 八 | | 一 | 一八 | 四四・四四 |
| 九年 | 二二 | 五 | | | 二六 | 一九・二三 |
| 八年 | 二九 | 六 | | 一 | 三六 | 一六・一七 |
| 七年 | 三五 | 一四 | | 六 | 五五 | 二五・四五 |
| 六年 | 四〇 | 一七 | | 三 | 六〇 | 二八・三三 |
| 五年 | 六三 | 三 | | | 六六 | 四・五五 |
| 四年 | 一二五 | 一四 | 一 | 三 | 一四三 | 九・七九 |
| 三年 | 一三三 | 五 | | 三 | 三一 | 一六・一二 |
| 昭和 | 有罪 | 無罪 | 公訴棄却 | 陪審更新 | 合計 | 無罪率(%) |
| 合計 | 三七八 | 八一 | 一 | 二四 | 四八四 | 一六・七四 |

| 昭和 | 有罪 | 無罪 | 公訴棄却 | 陪審更新 | 合計 | 無罪率(%) |
|-----|-----|----|------|------|-----|--------|
| 一一年 | 一二 | 四 | | 三 | 一九 | 二二・〇五 |
| 一二年 | 一〇 | 三 | | 二 | 一五 | 二〇・〇〇 |
| 一三年 | | | | | | |
| 一四年 | 三 | | | 一 | 四 | |
| 一五年 | 三 | | | | 四 | |
| 一六年 | | 一 | | | 一 | 一〇〇・〇〇 |
| 一七年 | 一 | | | | 二 | |
| 合計 | 三七八 | 八一 | 一 | 二四 | 四八四 | 一六・七四 |

(注)「年度別陪審の評議に付せられた事件の終局結果状況一覧表」では、公訴棄却は昭和四年に一件あるだけである。しかし、陪審公判での公訴棄却は、山口③事件、鳥取①②事件と、すでに三件ある。その原因は、同一一覧表を作成する元になった「刑事統計年報」に収録されている年度別「裁判所別陪審事件刑法犯の件数、人員、科刑其他」の公訴棄却欄が、陪審公判における公訴棄却とそれ以外の公訴棄却(例えば公判前に被告人死亡による公訴棄却)を区別せず一体として表示されているため、陪審公判による公訴棄却が拾いきれなかったためであろう。

(注3)東京弁護士会編『陪審裁判—旧陪審の証言と今後の課題—』(ぎょうせい・一九九二年二月、5頁)は、「我が国の陪審法は、前記のような制度的欠陥を有しながらも、前述の通り、一七%もの無罪判決が出ており、その点からみると陪審制度は我が国においても被告人の基本的人権を擁護する役割を果たし、誤判防止の機能をも有していたといえるであろう」という。

しかし、陪審公判は、総べての事件が否認事件であるのに、無罪率がわずかに17%ということは、有罪率は83%もあって、むしろ冤罪があることを示唆しており、また、実際にも例えば、千葉では陪審公判の有罪判決が、上告審で破棄移送され、その後の通常公判で、無罪となったり、縮小認定されている(これらは、それらの陪審公判が誤判であることを明示している)のであって、17%の無罪率があることを以て、「被告人の基本的人権を擁護する役割を果たし、誤判防止の機能をも有していた」と断定する論拠とはなり得ない。

(注4)佐伯千似「陪審裁判は死んだのか」(『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月)は、「統計から見た陪審裁判」(10頁、23頁。注、岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」(『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月)、および「陪審裁判を経験した先輩達の経験談」(23頁、40頁。注、浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態研究を中心として——」(『司法研修所調査報告書第九号、司法研修所・一九六八年二月)において陪審裁判を分析して、「陪審裁判の復活を誤判問題の解消のためとする意見もあるが、その本当の効果は、……「陪審法が再試行されても、当初のうちは多数の事件で混雑することもあるかも

知れないが、落着けばおそらく全国を通じてせいぜい年間数十件というところに落着くのではあるまいか。たといその件数が少なくても、それらの数十件が普通裁判にも影響を及ぼし、普通事件の裁判から、警察、検察の行動までも今日より、より慎重、丁寧に行われることになるという事は、さきに坂田先輩が指摘したとおりであって、むしろそこに陪審裁判の意味があるのである」という。

(注5) 岡原昌男は、「無罪判決の割合は、殺人罪に於て全体の六分三厘、放火罪に於て三割一分にして、之を昭和十一年より昭和十五年迄五ヶ年間の通常手続に依る第一審無罪判決の刑法第八十条現住建造物等放火に於ける五厘七毛、同法第九十九条殺人罪における七毛の各割合(注二)に夫々比較するときは著しく高率なることが看取せられ、此の点は仮令陪審の評議に付せられる事件が、公判に於ける被告人否認の事件のみであるとするも、大いに注目し値するところである。」という(岡原昌男「陪審法ノ停止三閱スル法律に就て」『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月)。岡原も、無罪率のみに注目して、縮小認定の割合に関しては、全く視野に入っていない。

(三) 陪審裁判の刑の量定

次に、渡辺衛は、「陪審の有罪の評決があつた場合の量刑が、通常の手続による裁判の場合に比して厳罰に過ぎたのではないかとの批判がある(前記利谷助教授説)。幾人かの裁判官が、「有罪の答申があると、ぴしゃつと刑が決つた」と経験を語つた。このことは、控訴が許されないから、ぴしつと決まつたという意味であろうが、検察官の求刑どおりの刑が言い渡されたことを意味するのも知れない。もし求刑どおりの重い量刑がなされたのであれば、いかなる理由によるものであろうか。被告人が辞退しなかつたことに対する懲罰の意味で峻厳な刑が量定されたとは到底考えられないが、裁判官は陪審員の認定した事実——建前は陪審の評決を資料として裁判所自身が事実の認定をすることになつてゐるのであるが——に対して刑の量定をするのであるから、裁判所独自で事実の認定をする場

合に比して、行き届いた刑の量定がなされず、検察官の意見に近い量刑がなされたのかもしれない。もしそのようなことがあつたとするならば、量刑不当を理由とする控訴が許されなかつたことと相まって、陪審裁判に対する被告人および弁護士の不満の原因となり、ひいては陪審不振の原因になつたものと考えられる。しかし、山井検察官、坂田弁護士とも右のような量刑が為されたこととはないと否定された」という(渡辺衛「陪審制と参審制・佐伯千俣博士還暦祝賀『犯罪と刑罰』下、有斐閣・一九六八年七月、154頁)。

すなわち、主問に対して「然り」(犯罪構成事実が存在する)の答申がなされた場合、裁判官の刑の量定が峻厳かどうかは、検察官の求刑と裁判官による判決とを比較することによつて判明すると思われる(注、求刑は、現在では、新聞報道を調査するより外に知る方法はない)。大阪控訴院管内および広島控訴院管内では、陪審公判の判決は求刑より刑が軽い場合が、大阪六三件中二一・一六件、広島五六件中一七件、求刑と判決が同じ量刑の場合が大阪六三件中一五件(その外に不明三件)、広島五六件中一一件、と判決が求刑より軽い場合の方が多く、また判決が求刑と同じ量刑であっても執行猶予の事件もあり、主問に対して「然り」と答申されても、特に峻厳な刑が科されているわけではない(注、この点も全国調査の必要がある)。

しかも、補問に対して「然り」の答申(縮小認定)がなされ、主問の公訴事実より一段軽い罪を科せられた事件も多いが、その量刑は求刑より低かつたり、更には執行猶予がついたり、求刑では体刑のところを判決で罰金になるなど、求刑よりも軽い量刑がかなり目に入るのである。

(注1) 渡辺衛は、前記「山井検察官、坂田弁護士とも右のような量刑が為されたこととはないと否定された」という記述に対して、次

のような注を付している。(1) 山井検事談によると、保険金詐欺の目的で自宅店舗に放火し、人家二〇数件に延焼させた放火事件について有罪の評決があり一五年の求刑がなされたが、判決では懲役一二年が言い渡された(昭和七年七月二七日仙台地裁判決)。

この事件は、山井検事の關係した仙台地裁の陪審事件五件のうちで有罪となった唯一の事件であった(山井検事談)。坂田弁護士が弁論した島裁判長担当の巡查二名を殺害したいわゆるビス・イ事件は、検事の死刑の求刑に対して無期懲役の判決が言い渡された(坂田弁護士談)。(渡辺衛「陪審制と参審制」・佐伯千仞博士還暦祝賀『犯罪と刑罰』下、有斐閣・一九六八年七月、156頁)。

なお、陪審公判の求刑および判決における刑の量定は、陪審公判の新聞記事を採録する際に入った多数の通常公判の場合と変わらないように見える。

(注2) 佐藤芳雄「日本における陪審制度について」『亜細亞法学』第15巻第1号、一九八一年六月、106頁)は、「陪審裁判不振の原因」の一つに、「陪審の有罪評決に対応する量刑が極めて厳しいものであるとの批判がある」として(注、「批判」の個所に、「注」として、利谷信義「司法に対する国民の参加」現代の法律家三八七頁、を挙げている。同論文108頁)、「陪審辞退をしなければ被告人に対して、職業裁判官はそれを自己の誇りと権威の否定と認識し、自己への不信であり挑戦であるとうけとめていた反動として、懲罰の意味で被告人に刑が厳しくなったと考えられる。また同時に陪審員と言う、いわば他人の認定した犯罪事実についての量刑であるから、行き届いたものにならず、検察官寄りのものとなつて判決がなされたとも考えられる。前述の控訴不可制度と相俟つて陪審不振の原因の一つにあげることができよう。」という。しかし、量刑峻厳説は、実際の量刑はどうだったのか全く問題とせず、実証的な検証が欠けている。

(注3) 矢崎憲明(山口地方裁判所長)は、「(注、答申は) ……被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向があり、動もすれば、消極に流れんとする嫌ありと雖も、失当を見ず。 ……甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し刑の裁量等によりて、適当に調整すべき乎」という(『法曹会雑誌』第7巻10号、一九二九年一〇月、165頁)。しかし、実際には、大部分は答申された罪名を尊重した求刑と量刑がなされているように見える。

四 陪審公判が少なかった原因

(一) 制度上の原因

陪審の評議に付される事件が少なかったのは、被告人の多くが陪審公判を辞退したこと(「陪審法」第6条)、そして請求陪審事件の殆どの被告人が陪審公判を請求しなかったことにある(「陪審法」第3条)。その主要な原因は、大阪控訴院管内および広島控訴院管内における陪審裁判に関する資料、ならびに当時の「法律新聞」、「法律新報」、「法曹公論」、「正義」、「法曹会雑誌」などに掲載された、陪審裁判を担当したり見聞きした判検事・弁護士の体験談・感想によると、次の様になるであろう。

制度上の原因としては、被告人若しくは証人が、予審判事の訊問に対してなした供述の重要な部分を公判で変更したときは、それらの者の訊問調書を証拠とすることが許される(「陪審法」第73条)、裁判長の説示に対し異議の申立ができない(「陪審法」第77条)、裁判長は陪審の答申を不当と認めるときは更新して再陪審に付すことができる(「陪審法」第95条)、控訴できない(「陪審法」第101条)、上告にあたり事実誤認の主張ができない(「陪審法」第103条、「刑事訴訟法」第414条)、直接審理の原則(「陪審法」第71条)を採っているので多数の証人調べがあり、訴訟費用負担(「陪審法」第106条・107条)が多額に上ることなどである。

そして、それ以前の問題として、そもそも、被告人となった者はその殆どが、公衆の前で、わざわざ公衆によって罪を裁かれることを望んではいなかったのである。しかも、我が国の陪審法は、元々一般国民が望んで制定されたわけではなく、また抽籤で選ばれた陪審員が、果たして的確な事実認定をすることが出来るか懸念されていた。

したがって、陪審の更新が許され、控訴も出来ないような被告人に不利な制度の下で、事実認定を素人の判断に委ねるのは不安があり、大多数の弁護士も陪審法の実施には消極的であったので、施行当初から陪審を辞退する被告人が続出し、また請求陪審を求める被告人も極く少数に止まった。それでも、少数の被告人と弁護士は、国民の司法参与に期待を込めて、陪審公判を受ける途を選んだ。

(注1) 司法書記官潮道佐は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからの事である。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という(潮道佐「陪審所感」、『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。

(注2) 広島控訴院長今村恭太郎は、「裁判を受ける方の側から言つて、此陪審制度を果して信頼して陪審の裁判を受けやうと云ふ気風であるかと云ふと、今日も尚ほ成る可く普通裁判の方を受けやうとして居る。一般の民衆は陪審裁判を寧ろ危ないかのやうに感じて居る。危ないと云ふよりは、控訴が出来ない、一審限りだと云ふ所からどうも之を好まない。随つて法定陪審事件でも辞退が非常に多い、請求陪審は殆ど無いといつて宜しい。之は其日本国民性から出て来るのではないかと思ふのでありますが、どうも其郷党の人の前に顔を曝して裁判を受けることを日本人は嫌うらしい、それ故に陪審員の前で裁判を受けることを喜ばないやうなこともないではない。是れは陪審制度を主張し、之は国民の要求なりと主張した説を裏切つてをる様である。又今日迄の裁判が左迄不信用ではない、現在の裁判即ち陪審に依らざる裁判で相当満足であると思つて居るとも見られる。それから、弁護士側よりも余り進んで陪審裁判を受けることを好んで居ない傾向が見へる。」という(今村恭太郎「感想」、『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。

(注3) 昭和一八年四月、岡原昌男は、陪審の評議に付せられる事件が激減した最大の原因は、「被告人が事件を陪審の評議に付することを辞退したこと」に在るのであるが、陪審辞退の理由は想像するに、陪審の答申を採択して事実の判断を為した判決に対しては控訴を為すことを得ないのみならず、事実誤認を理由とする上告も許されないこと(法第百一条、第百三条)、裁判所が陪審の答申を不当と認めるときは、何回でも事件を他の陪審に付すことが出来ること(法第九十五条)、陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に、左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実、素人の判断に対する不安、陪審裁判手続の煩雑及一般に訴訟費用が多額に上ること等に因るものと思ふ。」という(岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」、『法曹会雑誌』第21巻第4号・一九四三年四月)。

(注4) 法定陪審事件では、陪審費用(陪審員に対する旅費・日当・止宿料など)は負担しないが(「陪審法」第107条)、陪審公判においては直接主義の原則(「陪審法」第71条)から、多数の証人・鑑定人を直接取調べるので、判決の言渡があると(「刑事訴訟法」第237条)、訴訟費用(証人・鑑定人に対する旅費・日当・止宿料など、「刑事訴訟法」第218条・第229条)の負担が、通常公判に比べて多額となる。また、請求陪審事件では、訴訟費用だけでなく、陪審費用も負担することになる(「陪審法」第106条・第107条)。ただし、無罪の場合は通常、陪審費用、訴訟費用はいづれも負担しないで済む。

(注5) 我が国の陪審制度には、陪審員資格における財産制限(直接国税三円以上の納入者。「陪審法」第12条第3項)、および女性排除(三〇歳以上の男子であること。「陪審法」第12条第1項)という、階級差別・女性差別問題がある。また、政治的事件である「皇室に関する罪」、「内乱」、「外交」、「騒擾」、「選挙違反」、「治安維持法違反事件」などが、陪審不適事件(「陪審法」第4条第3項・第5項、昭和4年法律第51号)とされていることも問題である。しかし、本稿では、陪審公判となり得る法定陪審事件数と請求陪審事件数が多いにも拘わらず、陪審公判が少なかったことに直接関係すると思われる問題点のみを取り上げた。

(二) 陪審裁判の実際

陪審公判に付される事件は、「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件(法定陪審事件)」で、「陪審ノ評議ニ付スルコトヲ」被告人が辞退しない事件(「陪審法」第2条・第6条)、および「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノ(請求陪審事件)ニ付被告人ノ請求アリタル」事件(「陪審法」第2条・第3条)で、いづれも被告人が公訴事

実を否認する場合である（陪審法」第7条）。

公訴の提起は、事件について司法警察官、検事の捜査を経て、検事が被疑者を起訴して、予審を請求することによりなされる。予審では、予審判事が事件の審理をなし、証人、鑑定人、検証、証拠物などについて必要な取調べを行い（刑事訴訟法」第295条、被告人を訊問し、更に予審終結前に弁解をさせ（刑事訴訟法」第300条・301条）、それらの調書を作成する（刑事訴訟法」第56条・57条）。そして、「公判に付するにたるべき犯罪の嫌疑あるとき」（注、「予審有罪」ともいう）は、予審終結決定を以て被告事件を公判に付する言渡しをするのである（刑事訴訟法」第312条・第66条）。

予審手続を経た、陪審の評議に付すべき事件は、公判準備手続に付されるが（陪審法」第35条。陪審公判における被告人の大部分は、警察、検事、予審判事の前で自白しているながら、公判準備手続において自白を覆して公訴事実を否認した者である（潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月、253頁。注、元々、予審有罪で公判請求された事件は、殆どが自白事件である）。

そして、陪審手続においては、直接審理の原則を採っているので（陪審法」第71条、公訴事実の有無の判断をするに当たり、予審廷における被告人が自白した訊問調書や証人の訊問調書などを直ちに証拠とすることができず、直接に被告人および証人を公判廷において訊問する必要があった。

しかし、裁判長は、陪審公判に臨んで、通常裁判と同じく、公判準備期日前に警察官、検事が作成した供述録取書（聴取書）、予審判事が作成した予審訊問調書などの証拠を総べて読み込んだ上で、（恐らくは有罪の心証を懐いて）公判に臨んでいる。そして、公判の審問・指揮の権限は裁判長に属しており（裁判所構成法」第104条、陪審員、検事、弁護人は、裁判長の許可を得て訊問できるに止まり（刑事訴訟法」第338条、「陪審法」第70条、裁判長が被告人訊問、証人訊問、

証拠調べを主導した（刑事訴訟法」第338条）。

さて、陪審裁判においては公判の開始前、非公開で陪審の構成が行われ、呼出された三名の陪審員候補者で出頭した者の中から、除斥、失格、忌避等の手続を経て、当事者双方に異議ない一二人の正陪審員と一名乃至二名の補充陪審員が抽籤により順次決定される（陪審法」第60条・第68条）。次いで、書記が出廷し、廷丁を指揮して開廷の準備をする。そして、検事、書記、被告人、弁護人、陪審員、傍聴人が入廷して列席し、裁判長、陪席裁判官二名が満廷全員起立理に臨廷する。最初に、裁判長が、陪審員に対し陪審員の心得を諭告し、起立して宣誓書を朗読し、陪審員に宣誓書に署名捺印させる（陪審法」第69条）。

次いで、裁判長は、被告人に対し人定訊問をし（注、氏名、年齢、職業、住居、本籍、出生地等を訊問し、人違いでないことを確認する）、審理開始を宣言する。続いて、検事が、予審終結決定書に基づいて、被告人に対する公訴事実を陳述する。そして、裁判長は、被告人に対して、公訴事実について弁解を求め、当然のことながら被告人は、公訴事実を否認する。そこで、裁判長による被告人訊問が始まる。

被告人訊問においては、裁判長は、予審訊問調書に基づいて訊問し、被告人が予審訊問調書の重要な部分と異なる供述をすると、被告人に対して予審では自白しているのではないかと、その矛盾を追及する。そうすると、被告人は、自白したのは警察官の拷問や厳しい誘導によると弁解するのが常態であった。次に、証人訊問においては、証人が予審訊問調書と異なり被告人に有利な証言をすると、証人に対しても、予審判事の前での供述と異なる供述をしているのではないかと追及する。そうすると、証人は法廷の供述が真実であると弁解する。そして、証拠調べにおいては、裁判長は、予審訊問調書、予審判事検証証調書及

び附属図面などの書類、被告人や証人の予審訊問調書を証拠として提出して、それらを採
用し（陪審法」第73条）、証拠物件（例えば押収した兇器）の開示をした。

検事も、陪審公判における証人調べにおいて、予審訊問調書では被告人に不利な供述を
していたのを覆して、被告人に有利な証言をした重要な証人があると、時には偽証である
として訊問終了後直ちに取調べて、当日の公判廷で再度証人申請して予審訊問調書の供述
と同じ証言をさせたり（岡山⑨⑩、鳥取④、神戸⑧⑨）、時には偽証罪で起訴することもあつた（鳥取②、
神戸②）。

裁判長は、証拠調べの終了前には、被告人に証拠調べに対する弁解をさせ、利益な証拠
があれば、更に提出し得る旨を告げた。証拠調べを終了すると、検事の意見陳述（論告、弁
護人の意見陳述、被告人の最終陳述がある（陪審法」第76条）。弁論終結の後に、裁判長が陪審
員に対して説示（犯罪の構成に関し、法律上の論点及び問題と為るべき事実並証拠の要領についての説明）を行なう（陪
審法」第77条）。説示は、「証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得ズ」（陪審法」
第77条但書）と定められていたので、その法文に直接反しないように説示をするが、弁護人の
立場から見ると、被告人を有罪に導くような説示をする。

その後、裁判長は、陪審員に対して犯罪構成事実の有無を問い、問書を陪審員に交付し、
評議の結果を答申するよう命ずる（陪審法」第77条・第81条）。陪審員は、評議のために退廷して、
評議室に入る（陪審法」第82条）。評議を終わると、陪審長は答申書を裁判長に提出し（陪審法」第
92条）、裁判長は閲覧の上、書記に問及びこれに対する答申を朗読させる（陪審法」第93条）。

読み上げられた答申は、通常公判では公訴事実通りの判決となるはずの事件について、
「然らず」（無罪）の答申、あるいは主問に「然らず」、「補問」に「然り」（縮小認定）の答申が
なされることが頻発する。ところが、一方では、被告人・弁護人にとつては、無罪や縮小
認定に当たる答申が期待していたようには出ない（注、陪審員が、予審訊問調書に記載された被告人の自白、
証人の供述調書、裁判長の説示に影響されることは、否定できないであろう）。これで陪審員の任務は終了し、退廷
が許される（陪審法」第94条）。

裁判長は、陪席判事と合議し、陪審の答申を採択すべきか否かを決定するが、①陪審答
申を不当として採択しないときは、決定をもつて事件を更に他の陪審に付する宣言をする
（陪審法」第95条）、②公訴事実を否定する「然らず」の答申を採択する場合は、直ちに判決を
以て無罪を言渡す（陪審法」第97条第3項）、③公訴事実の全部または縮小事実を肯定する「然り」
の答申を採択する場合は、答申の事実を基礎として適用法令及び刑の量定について、第二
次の弁論に入る（陪審法」第96条）。すなわち、検事の意見陳述（求刑）、弁護人の意見陳述、被告
の最終陳述の後、弁論を終結し、当日または後日（翌日〜七日後）判決を言渡すのである。

この間、地方の陪審公判では、新聞報道により興味を持った民衆が朝早くから裁判所に
押し寄せ、傍聴席は満席となり、傍聴人は興味津々、被告人が主人公の芝居でも見るよう
に、事件の進行と答申、判決を、はらはらしながら見守っていた。

呼び出された陪審員候補者の出頭率は高く、選ばれた陪審員は真摯に熱心に審理に臨ん
だので、裁判所を安堵させた。陪審公判は、一日で終結することを方針としていたので、
夜遅くまで審理されたり、時には翌日一時頃に答申が提出されたりしたが、陪審公判の審
理の平均は、一・七日位であつたので、陪審員は宿泊施設に宿泊（いわゆる毎話）させられるこ
とがあつた。

(注1) 吉田肇(東京地方裁判所判事)は、二件記録は、通常事件と同じように公判前に全部読んだ。それを見ていなければ、証拠決定ができないからである。公判において被告人尋問を十分にした。被告人の言い分を公判によく現わして陪審員に理解させねばならないからである。しかし、被告人の供述は、言わせつ放しではなく、「予審ではこう言っているではないか」と念を押す程度のことではと思う。という。また、池内善雄(大阪地方裁判所判事)も、「裁判長は、公判廷前に、普通事件と同じように、一件記録を読んでいたので、証人が従来の供述(予審の供述)の重要な部分を変更するときは、予審調書が証拠能力を持つことになるので(法第七三条)、その証拠となる部分を書きとめおいて、説示の際に陪審員に説明しなければならなかった。」という(浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態研究を中心として——』司法研修所調査報告書第九号、司法研修所・一九六八年二月、24頁・32頁)。

(注2) 大阪控訴院長谷田三郎は、「裁判長が説示に念を入れられる程意見が加はり、綿密に互れば互るほど夫れが顕著になって、全然意見の混らない説示は殆んど聞くことが出来ないやうな有様である。」という(谷田三郎「感想」・『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月、106頁)。

(注3) 平山六之助(東京弁護士会所属弁護士)は、「陪審法の失敗と改正弁護士法の不備」(『法律新聞』昭和6年1月10日)において、「滿三年に互る陪審法の実施の跡に徴すると、最近の司法省統計に依れば、陪審事件として裁判されたものは、実施当時の予想の廿分の一にも達しない。これ何の為か。司法当局は、数の少なきを以て失敗とは言へないと声明して居るが、事實は全く之に反して頗る不評判である。この不評判なる理由は、手続の煩瑣なる為もあらう。……けれども、主要なる原因は、裁判長の説示が、裁判員に対して余りに誘導的である為と断言するに憚らない。……殊に我国の陪審員には、未だに官尊民卑の気分が、多量に残つて居る今日、高処より物を言ふ裁判長や検事の言、非常な重みを感じて居るのは、無理もないことである。かゝる我国の陪審員に対して、これまで為され来りしやうな説示を、今後も引続き為されては、折角苦心の結果成立せる陪審法の大法典も、遂に之を適用する機会を失ふやも知れぬ。わたくしは、極めて簡単にこの弊を改むる方法として、裁判長の説示だけは之を速記せしめて、公判調書の一部とする案を提供したい。……わたくしの経験並に同僚諸君の経験せる事實に依れば、如何なる陪審事件に於ても、裁判長の意見その

説示中に加へざるものはないのである。……唯僅に法は、説示の概要を公判記録に載すべきことを命じて居るが、書記の記録する調書に於て、裁判長の説示が、意見に亘る部分の如き、殆ど全く記録されてゐないから、公判調書に依つて、叙上の弊を救ふことは出来ないものである。速記したる説示を公判調書の一部とすれば、若しその中に裁判長の意見が織込まれたとすると、上告審に於て、法律違背として原判決が破毀されるから、裁判長はその説示を十分注意することとなり、始めて意見を附加すべからずとの法禁が守らることとなるのである。……」という。

(注4) 陪審裁判の順序は「朝野合同の陪審模擬裁判」(『法律新聞』昭和3年9月28日、17頁)に掲載されている。その中の、陪審員の評議に関し遵守すべき事項は、次の通りである。

1 先づ、陪審長を互選すること、2 陪審長は、評議の進行整理を担任すること、3 問に主問と補問とあるときは、まづ主問に付評議し、補問を後にすること、4 陪審員は互に意見を交換して、十分に評議を練ること、5 評議中更に裁判長の説示を求むる必要起りたる時、公判廷に於て其の申立を為し得ること、6 陪審長は、評議の熟したるとき、各員をして順次、問に対する意見を表示せしめ、最後に自己の意見を表示すること、7 問に対する意見は、事實を認むる場合(即肯定)に「然り」と表示し、認めざる場合(即否定)には「然らず」と表示すること、8 問に対し「然り」との意見を表示せる者七人以上即過半数なるときは「然り」と決定し、過半数に達せざるとき即六人以下なるときは「然らず」と決定すること(故に六人と六人なるときは「然らず」と決定すべし)、9 答申は、之を問書に「然り」又は「然らず」と記載し、陪審長署名捺印して之を裁判長に提出すること、10 陪審員は、評議の内容顛末に付秘密を厳守すること、11 陪審長、評議を終りたるときは、其の旨を裁判長に通知すること、

(注5) 岡山地裁⑤事件(放火未遂被告事件・昭和4年3月29日判決)は、新聞記事、説示、上告審判決理由から判断すると、無罪であつても不思議ではない事件と思われるが、説示による巧みな誘導のため有罪となり、上告したが棄却された(加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決ならびに新聞報道を中心とする陪審裁判——」・『修道法学』第33巻第1号、二〇一〇年九月、150頁)。

すなわち、まず、被告人は、松岡巡査の取調の際、「犯行を自白すれば無罪で釈放してやる」と言われ、子供(二歳)が重病で苦

しんでいたもので、早く家へ帰らなければと思い、誘導訊問に釣られて、巡査の予断通りの答えをしたという。そして、松岡巡査は、誘導訊問を認めて、犯行を自白すれば釈放してやると言ったのは事実ですと素直に認めている。

しかし、説示では、「被告人は警察官より欺かれたるに拘らず……その欺罔に気付かざりしや否や、……被告人の性質……態度等参照の上慎重に考慮せられたし」という。この説示は、被告人が「小学校から高等小学までブツ通して優等で卒業した」と公判廷で供述しているから、当然警察官の欺罔に気付くであろうと示唆するに等しい。

次に、被告人は、本件放火について、公判廷において予審における自白を翻して犯行を否認し、検事の主張する状況証拠の三点について、第一の三つ折雪駄の片足は、御大典奉祝で当時この家でも買ったもので、その草履の大きさと現場に残された足跡とは相違すると主張し（注、これに対し、説示は、なぜ事件後に草履が母の宅の炊事場にあったのか、被告人が事件後に嫌疑を受けることを恐れて焼棄したというが、「果して措信し得るものなりや否や、人の所為には所謂頭隠して尻隠さずと謂ふが如きこともあり得ることならずや、一考を乞ふ」と、被告人が草履に関しては嘘をついていると示唆する）、第二の芯拔薬一束も、同様の物があるにはあるが、被告人が持つて行ったものではないと主張し（注、これに対し、同じような薬束は近所にもあったと思われるが、説示は予審での自白があるので、特に問題にはしていない）、第三の現場に投棄されていたマッチの摺殻は、自家使用の海老印燐寸の軸とは相違すると主張し（注、これに対し、「説示」は、事件後に見物人が投棄した可能性もあるが、「一本調子を以て考察するときには間違ひを生ずべきに付克く研究すべきなり」と、これをもつて無罪と考えてはいけなさと誘導する）、無罪を主張している。

ところで、裁判長は、「……公判に在りては、被告人証人等は多数の者の面前に於て供述証言を為すへきものなるを以て、何となく自己の非行他人の悪口等は申立難き傾向なきや否や、一方他人の立聞きをも許さざる只判事書記二人のみなる予審廷に於ては、公判の如き他を憚るの意を生ずへきことなるへきや否や、……予審は、被告人の場合に於ても其訊問に於ては親切丁寧を旨とすへきこと我刑事訴訟法の命するところなり。仍て予審の性質は如何及法律の判事の取調に対し命するところ如何等の点に付考覆すると共に、被告人公判又は公判準備手続に於て犯行を否認するにあらざれば陪審公判を開廷するに至らざる点並に予審に於て犯罪を自白し居りたる被告人の公判に於て否認したる理由如何等の点等に付ても十分留意の上事案の真相を判断し、之より提供すへき問に答へられんことを求む」と説示している。

このような説示をされては、陪審員としては、被告人が予審で自白をしているので、説示に誘導されて有罪という答申をするのは必然であろう。

そして、上告審弁護人は、「裁判長ノ説示全体ヲ通シテ、陪審員ニ対スル誘導的風刺的ナル点散在スル要領ノ記載ニ徴シ、当該説示全体ガ法律ニ違反」していると主張をしたが、上告審判決は、「原審裁判長ノ説示全体ヲ通シテ観察スルモ、所論ノ如ク誘導的諷刺的ナルモノト認め難キヲ以テ、論旨ハ理由ナシ」と、上告を棄却している。しかし、裁判長の説示は、直接「証拠の信否及罪責の有無に關して意見を表示」（陪審法第七七条）したものでないとしても、陪審員に対して、予審訊問調書に記載された被告人の自白は真実であろうと思わせるように誘導する機能を果たしたことは、否定できない。

（注6）左記の①は、裁判長が説示において、検察官が撤回した公訴事実を詳細に説示したため、②は、裁判長が再鑑定しなかったことに起因して、陪審員が主問に対し「然り」の答申をした。しかし、破毀移送後の通常公判では、①は縮小認定（強盜傷害が傷害となる）、②は控訴審で無罪となった。なお、陪審員が誤判したのは、裁判長の説示（検事の公訴事実放棄を無視）、訴訟指揮（鑑定申請の不採用）に基づくものであって、陪審員の責任ではない。

①昭和4年10月8日大審院判決は、第一審陪審公判千葉地裁昭和4年6月12日強盜傷人被告事件判決（懲役3年6月）を破毀し、東京地裁へ移送した（『大審院刑事判例集』第8巻第9号464頁、『法律新聞』昭和4年12月30日9頁）。千葉地裁の第一審陪審公判では、検事は論告において強盜傷害のうち強盜の事實は抛棄し単なる傷害として論告をしたが、裁判長は、陪審員に対し強盜の意思があったか否かについて詳細に説示した上で、主問として強盜傷害について諮問した。評議の結果「然り」の答申となり、検事は「苦笑しながら」懲役7年を求刑し、判決は懲役3年6月であったので、被告人が上告した（『法律新聞』昭和4年6月20日）。上告審においては、弁護人は、裁判長が公判期日に反証提出の告知をしなかったので刑事訴訟法第347条に背反すると主張し、大審院はこれを容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、被告人が陪審を辞退したので通常手続で審理し、検事の懲役7年の求刑に対し、強盜を認めず傷害と

認定し罰金100円と判決した(『東京朝日新聞』昭和4年12月12日朝刊、『読売新聞』昭和4年12月12日朝刊、『法律新聞』昭和4年12月23日)。なお、傷害の認定は、被告人が、被害者を幼児誘拐者と誤認して、石をなげつけて少し傷を負わせたからである。

②昭和5年4月23日大審院判決は、第一審陪審公判千葉地裁昭和4年10月18日殺人被告事件判決(懲役12年)を破毀し、東京地裁へ移送した(『大審院刑事判例集』第9巻第4号257頁、『法律新聞』昭和5年7月8日18日)。第一審陪審公判では、被告人は公判当初から被害者の前額部の傷について、被告人が自白した「なた」による傷では無いと主張して、鑑定を求めていた。上告審においては、弁護人は、裁判長が説示において被告人の性質、犯罪後の情状を説示したのは違法であると主張したのを、大審院はこれを容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、被告人が陪審を辞退したので、通常手続により懲役10年の判決があったが、被告人は控訴した。東京控訴院では、凶器を鑑定したところ、被害者の頭部の傷と符合しないことが証明され、証拠不十分で無罪となった(『東京朝日新聞』昭和7年2月19日夕刊、『読売新聞』昭和7年2月19日夕刊)。

(注7) 訊問調書(『刑事訴訟法』第343条「法令ニ依り作成シタル」予審訊問調書など)および供述録取書(検事や警察官の作成した「聴取書」)の証拠能力と証明力の問題については、佐伯千仞「陪審裁判復活のために」・「重ねて陪審問題提起の仕方について」(佐伯千仞『陪審裁判の復活』、第一法規出版・一九九六年七月)を参照されたい。

(三) 法曹三者の対応

弁護士は、意見陳述において、警察官による捜査上の不当な、あるいは穏当でない処置について批判し、被告人の自白は警察官の拷問、圧迫、誘導などによってなしたものであると熱弁を揮った。そして、「疑わしきは被告人の利益に」、「疑わしきは、軽きに從へ」、「百人の罪人を逸すとも、一人の冤罪を罰するなかれ」という法諺を説き、時には、「警察では、ごう問の実例は多い」など、公判廷に現れない証拠を援用して意見陳述をし(「陪審法」

第76条第3項参照)、裁判長が説示で、「諺は規則ではない」、「警察の取調処置についても、他の例で推察してはならぬ」と反論するなど(広島②事件)、裁判長との間で軋轢もあった。しかし、複数の弁護人による、同じような内容の意見陳述が重複してなされて、審理が遅延することを防止するために、陪審法には、刑事訴訟法にもない条文、即ち、重複した意見の陳述を禁止する条項が定められていたが(「陪審法」第76条第2項)、当局が危惧していたような芝居がかった長広舌の重複弁論はなかった。当時の大阪控訴院長の目から見ても、「思ったより弁護士の論調は穏当で、その論旨は従来の弁護論に比してはるかに細かく行き届いていながら、無駄がなかった」という(大阪控訴院長谷田三郎「陪審法施行後の所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月、107頁)。

弁護士坂田豊吉(東京弁護士会)は、「その動機原因から、素人の陪審員に無罪を納得させられる事件でないと、陪審裁判にすることは危険であった。いわば丁半賭博のようなもので、余程自信がないと危うくてやれなかった。」という(浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究」司法研修所・一九六八年三月、106頁)。そこで、弁護士は、被告人に最初から陪審公判を辞退することを勧め、被告人は、第一審で有罪になっても、控訴審で更に事実認定や刑の量定を争うことが出来る(「刑事訴訟法」第401条)通常公判を選ぶことになるのである。また、以上の様な状況の下では、請求陪審事件において、被告人に陪審公判を請求することを勧める弁護士は稀であった。

一方、判事、検事の目から見ると、従来の通常裁判では有罪となる事件(注、警察、検事、予審判事の前では自白している事件)が、陪審公判においては無罪の答申がなされる、あるいは、殺人が傷害致死、殺人未遂が傷害・脅迫・暴力行為等に関する法律違反、放火が非現住建造物等放火(刑法)第109条・失火、放火未遂が建造物等以外放火(刑法)第110条・器物損壊、建造物等

以外放火が器物損壊というような縮小認定の答申がなされる事態が頻発する。

裁判長は、その様な事態を防ぐために、被告人尋問、証人訊問において、被告人や証人の証言が予審訊問調書などの供述を覆すときは、その理由を厳しく追及した。そして、説示においては、未必の故意、放火の焼燬の概念を詳細に説示し、自らの心証に基づき、有罪に導くような説示をしていたのである。陪審員の答申については、裁判所が日々更新しては陪審裁判は成立しないので、答申は出来るだけ尊重していたというが、それでも更新は陪審公判四八四件中二四件ある（注、再度の更新はない）。

検事は、論告において、峻烈ではあるが、陪審員に分かりやすく有罪であることを綿密に説明し、同情すべき事情のある被告人には、執行猶予付有罪の求刑をするなど温情を見せた。しかし、予審訊問調書の供述を覆す証言に対しては、偽証であると厳しく対処した。

広島控訴院検事長南谷知悌は、「陪審員の答申を見ますと、検事の意見と一致せざる場合とがあります（注、未必条件付殺人と傷害致死との区別など）。一致せざる場合に於て、我々検事の立場から見て賛成の出来ない理由が多々あります。……私が今日迄の実験に徴すれば、陪審員の答申が、常に検事竝に裁判官の啓蒙に役立つものとは信じ難いのであります。」と、陪審員の法的無知、事実認定についての無能を指摘している（南谷知悌「傍聴席より見たる陪審裁判」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月）。

しかし、一方では、広島地方裁判所検事樫田忠美は、「従来普通公判に繫属せしめたりせば、当然有罪と為り確定すべかりしならんと推測せしめらるゝ事案が、一度陪審法廷に現はるゝや、意外にも公訴事実の全部若くは一部の否定の評決答申を見たること尠からず。此の場合、多くは特殊の事情に刺激せられ、官憲に対する反感を惹起せしめ、其反動とし

て不当に被告人を救済擁護せんとの熱情横溢し、不当の答申を見るを毎とす。陪審員をして如斯心理状態を発生せしむる原因は、……捜査官として留意すべき関係に在る事情を挙げなば、捜査官の取調方不穩当なりしや否やの問題に拘るものとす。……之れ一面陪審の弊害の存する点にして短所なりと評し得るが如しと雖も、他の一面之を觀るときは陪審の妙諦茲に存して長所とし味ふべき雅量なかるべからず。即ち知る、捜査官は日常被疑者其他証人の取調に対し懇切丁寧を旨とし、其名譽を毀損せざることに注意し、誘導詐言を避け、俯仰天地に恥ぢざるの行動を執るやう心掛けざる可らず。」と指摘するなど、「捜査の記録」、「現場検証」、「供述の変化」、「鑑定書」、「取調方法」の五点にわたって、陪審公判対策を提示している（樫田忠美「陪審法と犯罪捜査」『法曹会雑誌』第7巻第11号、一九二九年一月）。

このように、当時の陪審裁判の実際は、判事、検事、弁護士にとつて、それぞれその立場から、そのまゝ素直に受け入れ得るような状況にはなかつたのである。

しかも、我が国の刑事裁判は「既ニ存立セル事実ノ真相ヲ発見スルヲ以テ其ノ本旨」（実体的眞実発見主義）とするものであつたし（牧野英一「刑事訴訟法」重訂第一五版、有斐閣・一九二八年九月、11頁）、現在の「刑事訴訟法」も、「公共の福祉維持と個人の基本的人權の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」（同法第1条）と定めている。法曹三者は、その「事実ノ真相」・「事案の真相」とは、一般的に「事実としての眞実」（客観的な眞実）と考えている。そして、法曹三者の大部分はいづれも、素人である陪審員の「事実としての眞実」を判断する能力を信頼していなかつた。

一方、英米における陪審裁判においては、陪審員の答申を（仮に、答申により、無実の者が有罪となり、また有罪の者が無罪となつても）原則として無条件で受け入れること、すなわち「陪審による眞実」（法

的な真実を「客観的な真実」に代わりうるものとして受け入れることが、前提とされている。しかし、我が国の陪審法は、そのような制度ではなく（注、「陪審法」第95条により、答申を採用せず、陪審を更新して、再陪審に付すことが出来る）、法曹三者には、そのようなコンセンサスはなかったのである。

（注1）陪審裁判の実際に関する判検事の感想は、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号（第7巻第10号、一九二九年一〇月）、弁護士の感想は、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法実施一周年記念号（第35巻第9号、一九三二年一〇月）を参照されたい。

（注2）陪審裁判の不振が続く中で法曹三者の陪審論には、次のものがある。①判事青野源吉「陪審裁判の再吟味（一）」（『法律新聞』昭和11年2月13日・2月20日・3月5日）は、「わが陪審制度を如何にして蘇生せしむべきか、……第一に陪審裁判に於ける二審級制度を廃止して三審級制度に改正することが必要である、……第二は再陪審にかけ得る制度の廃止、……第三は例のサンメングアアップ説明（注、説示）の形式と内容に対する再吟味と謂ふことである。」という。②検事八木眸「陪審制と国民」（『法律新聞』昭和13年7月25日）は、「裁判所は陪審に拘束されながら、当初の自己の信念に反した裁判を行ふことを余儀なくされる場合がある現状なのである。……現在までの慣行では、二回以上更新した例はない……。被告人は確実に犯罪を為してある、その証拠は既に十分である、かゝる場合に於て、陪審員が其の感傷性に基く同情から或は自己の利益関係上の何物かから累せられて、不当の答をする。裁判官は止むなく事実の真相に対する自己の信念に反した裁判をなす。……私は、此の際、特に国民が裁判に対して理解を持ち裁判に対して関心を深め、正義の実現たる裁判に対して十分に責任を持つことを要望する。その為には国民に対して、裁判教育を施すことが必要である。」という。③弁護士（元大阪地方裁判所判事）坂東米八「偶感」（『法律新聞』昭和13年9月5日）は、「陪審に於ける事実の認定も、普通裁判における事実認定も変わりがないと云ふ事を悟つたのである。事実の認定にして変らなければ、陪審裁判は普通裁判と違つて控訴の出来ないだけ、結局被告人に不利益だと云ふ事になるのである。……之が今日陪審裁判の減少する最大原因である……。今日陪審裁判が殆ど実際に行はれて居ないと云ふことは、国民の裁判所に対する信頼の深い事を示すものであつて、洵に喜ぶべき減少であると思ふ。併し陪審は廢してはならない、之を存置して尚且国民が普通裁判に信頼する裁判官の用意と修養とを切望するものである。」という。

（注3）稲本錠之助（東京弁護士会所属弁護士）は、「日本の裁判官による裁判は、矢張り国民に信用されていたと言わねばならない。素人の一審かぎりの裁判に被告人の一身を任せさせることは極めて危険であり、被告人が本当に陪審裁判を選ぶほうが得策であるかどうかを被告人に確かめ、陪審裁判を辞退させたことも度々あつた」という（浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態研究を中心として—』司法研修所調査報告書第九号、司法研修所・一九六八年二月、110頁）。

（注4）柏木五百次郎（元静岡地方裁判所長・元検事・元代言人）は、「今度、弁護士となつて、頗る意外に感じたことは、此法律が極めて弁護士諸君の間に不評判であることである。弁護士にして被告人の親戚知人より陪審裁判を受くべきや否の相談を受けて、進んで然りと云ふ人は恐らくなからうと思ふ。……自分自身に於ても、若し右様の相談を受けたとして、責任を以て然りと答ふることは頗る之れを躊躇するであらう。之れは、畢竟、此法律に大きな欠点があるからである。自分は今更此法律を上から見ると下から見るとの間に、非常の相違のあることを思當つて居る。」という（柏木五百次郎「弁護士となりて」、『法曹会雑誌』第11巻第4号、一九三三年四月）。

（注5）昭和三年一〇月二四日、大分地方裁判所において、我が国における最初の陪審公判の判決があつたが、これについて神戸地方裁判所長東龜五郎の感想が、翌日の『神戸新聞』（昭和3年10月25日）に紹介されている。すなわち、「大分の事件は、一件記録や裁判の状況を見せず、新聞を通じてのみ窺ふのであるから、批評も出来ないが、予審で自白した殺意を公判で覆し、それが陪審員に認められて殺意なしと答申されるやうになつた公判の証拠、その他にどんな事実があつたか詳細判らぬが、それには余ほどの証拠が必要で、一たん予審での自白が公判ですつかり覆へされるとすれば、予審は不要の機関となつて仕舞ふ、勿論この事件の陪審員の判断の良否はいはれぬが、聊か意外でもある。尤も、殺意といふことは認定するのに苦しむところで、被告個人の頭と供述だけで、有無が岐れるのだから、最も機微に属して判断は裁判官でも難かしく、予審でも疑ひを挟まぬ有力な証拠がない以上、勿論殺意は認めないはずである。この事件は、刑法犯の故殺であつて謀殺ではないから、咄嗟的に被告が激昂してやつた場合、殺す意思でやつたか、その意思なしにやつたかは、証拠によらねば判らぬ。……要するに十分慎重に取調べる予審で認めておきながら、公判で否認する被

告の言葉を事情もなく陪審員が鵜呑みにしてしまふことは冒険と思ふ。否認を裏書きする証拠、その他の事情が、公判に現はれれば、それは仕方ないとしても……」。

(注6) 殺人が傷害致死、殺人未遂が傷害の判決と縮小認定される事例が多いのは、陪審員には「未必の故意」が理解し難かつたこともある(佐藤龍馬、「陪審事件統計」、『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。また、放火を放火未遂、放火未遂を器物損壊と陪審員が評決するのは、「独立燃焼説」が社会常識から受入れ難かつたからとも思われる(山口地方裁判所検事正杉本時三郎「放火罪の既遂に就て」、『法律新聞』昭和4年10月13日)。そして、陪審公判中、放火罪の無罪率は、四四・八五%(一三六件中六件)と高いが、これは、放火は通常は目撃者もなく物的証拠も焼失しており、自白の信用性が疑われた場合、放火の動機(怨恨、保険金目的)があるかなど、状況証拠を総合して公訴事実の有無を認定するしかないため、公判に現れた証拠では、証拠不十分と考えられたからであろう。

(注7) 西堀元道(大阪地方裁判所検事)は、「従来の経験によれば、当然殺人又は殺人未遂と認定せらるべき事件を、陪審に附したるが為に、傷害致死又は傷害の答申を尊重採択して判決せる事例がある様に思はれる。尚、……放火事件に於ても、右同様陪審尊重の判決がある様である。是れ元より新制度の運用上考慮せられたることで、遽に是非を云ふべきではないが、余り陪審を偏重して、普通裁判との権衡を失してはならないと思ふ。之れ余が茲に調和問題を提唱する所以である。されば、如何にして此調和を図るべきか。最も厳正公平に裁判の統一を期せんとせば、裁判所は従来の判決例を基準として、之に反する陪審の答申に対しては、勇敢に再陪審に附し、以て裁判所の態度を世人に知らしむると共に陪審員を指導し啓蒙して行くべきであるが、若し之を敢行せば、必ずや裁判所横暴の非難を醸すのみならず、民意を参酌せんとする陪審制度の精神に背反するの結果を招致することとなるから、此方法のみに依て裁判の統一を計ることは不可能である。……然らば、事実の認定に就ては陪審を尊重し、科刑の量定に於ては衡平を節度するの方策を採るの外なきか、乍併此調和策に依らんか、寔に政策的判決をなすの余儀なきに立到り、仮令当然殺人未遂と認定せなければならぬ事件を陪審員が傷害と評決し、其の被害僅かに治療一週間に過ぎざるが如き場合に、強て科刑上に於て調和を計らんとせば、頗る苛酷なる刑罰を科するの奇観を呈する結果に陥り、實際に於ては調和不可能の場合を生ずることとなるであらう。斯く観じ

来れば、陪審裁判と普通裁判の調和問題は、実に将来の重大なる懸案で、万一裁判の統一を欠き、右兩者の権衡を失せんか、遂には司法の威信を欠くることとなるであらう。」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月)。

(注8) 広島控訴院長今村恭太郎は、「陪審裁判が行はれて一番に我々が良き結果と考へることは、国民が裁判事務に關与すると云ふことに付きまして、民衆が裁判と云ふことの意義を十分了解するに至たる傾向のあることである。是が一番大きな結果と思はれる、……「結果の上から見ては必ずしも不良ではないが、……事実の真相にびつたり合うやうな裁判をし得るや否やと云ふことは疑心があるが、しかし誤つて重く罰すると云ふこともないことは利益があるに相違ないけれども、併し一面裁判と云ふものを民衆が理解し之を信用する程度が高まると云ふ上に非常に大なる効果を齎したものであるといつて宜しい。其結果陪審法実施の結果は悪い結果であると云ふことは出来なと思ふ。……「裁判所の方から言ふと、司法官が裁判に關与するに於て、検事の捜査論告、判事の審理及び裁判の方法も此の陪審制度の実施により、大に改まって行かねばならぬ様になつたと思ふのであります。……殊に陪審法廷に於ては裁判上の経験無く又法律上の智識を持たぬ陪審員をして其事実關係を理解して判断をなすに至らしむるは、……判事の訊問及び説示と検事の論告の技倆其徳望如何に基因するものにして、判事も検事も充分なる攻究を遂げねばならぬ事であつて、此点よりするも洵に司法事務取扱上の一大革新期であると、私は考へ居る次第である。」(今村恭太郎「感想」、『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月)。

(注9) 広島控訴院検事長南谷知徳は、「私は我国に於て、果して能く陪審法を運用して、其効果を顕すことが出来るか如何か、聊か懸念に堪へなかつたのであります。然るに實際は、私の懸念を全然裏切りまして、美事に運用せられたのであります。……「私は、既に陪審制度を採用した以上は、万々一の場合を除き、悉く其答申を採用すべきもので、再陪審再々陪審は、陪審制度の本旨でないと思ふものであります。縦し夫れが事実と違ふて居りまして、国民の参与に依りて清算せられ、被告人は素より国民も満足するものであらうと存じます。若し陪審員の参与に因りて絶対的真実を希望するものがあれば、夫れは単に希望するもの、夢想に過ぎないのであります。」(注10) という。しかし、その一方で、南谷は「私が今日迄の実験に徴すれば、陪審員の答申が、常に検事並に裁判官の啓蒙に役立つものとは信じ難いのであります。率直に云へば、陪審員の参与に依り、真実発見上に幾何の援助を得たるか、否却つて事

実の真相を誤らるゝ危険の方が多くはあるまいかと存じます。適々専門家を裏切つて、事実の中ることがあつても、夫れは偶然であります。偶然的の中に眩惑して、全幅の信頼を払ふことは、非常なる危険が伴ふものであります。専門の検事、専門の裁判官が、其の職司の本領として、多年経験を積み研鑽を累ねても、猶且つ眞実を捉ふることは難中の難で、容易の業ではありません。況んや何ら法律上の素養なき、而も何ら裁判上の経験なき陪審員が、如何に法廷に於て、熱心に審理の進行に注意し、寸毫も油断なき精勵振を發揮した処が、元と是れ素人のみ。私は敢て陪審員の答申を軽視する訳ではありませんが、多年の経験率は、遺憾ながら、黒人たる専門家に遠く及ばないことを認めざるを得ないのであります。或る論者は曰く、黒人が余り其職業に捉はるゝと、却て判断を誤るものである。陪審員は法律には素人ではあるが、常識を持つて居る。此常識は人間の実生活情に於て自然的心証を形作る。故に、此常識は実験的眞実である。此常識に依りて事実を判断すれば決して間違はない。是が即ち陪審制度の根本觀念であると。此議論は徒に陪審裁判を価値付けんが為の議論でありまして、私は容易に左袒することが出来ません。若し常識の判断で以て事實の真相が攫まるゝものなれば、天下是れより結構なことはないが、いざ紛糾錯綜せる事案に当面した場合に、単に実生活上に於ける自然的心証許りで、其真相を抉摘することは、頗る困難な問題で、今更ら喋々を要せないことゝ信じます。畢竟陪審制度は、唯司法と云ふ国権の作用に国民の参与を認めたと云ふだけで満足せざるを得ないのであります。そして、「過去一年に互る裁判の結果より見て、概して陪審員の評決が、軽きに傾きたることは掩ふべからざる事実であります。その結果被告人及び其周辺の人々が、陪審制度の有難味を痛感せられたことは勿論でありませうが、是を以て一般国民の声として受取るのは早計であります。…一般国民が眞実此制度を何の程度感謝して居るであらうか、私が熱心に聴かま欲しきは、一切の利害関係を離れて、真に自由の立場に居る国民の声であります」という『法曹会雑誌』第7巻第10号・一九二九年一〇月。

(注10) 樫田忠美「陪審法と犯罪捜査」(『法曹会雑誌』第7巻第11号、一九二九年一月)は、広島地方裁判所において担当した陪審裁判の経験から、公訴事実立証のための公判対策を、「捜査の記録」、「現場検証」、「供述の変化」、「鑑定書」、「取調方法」の五点にわたつて提示している。先づ、昭和四年四月二十七日無罪となつた、O T秀雄にかゝる放火被告事件における警察の捜査を取り上げて、警察官が被告人の利益となるべき事実を記録しておかなかつたため、弁護人から故意にその事実を隠蔽したのではないかと攻撃され

て、それが陪審員の心証を被告人の有利に動かしたように觀察されるので、「將來、警察官並検事は、捜査の端緒経過を漫然取捨することなく率直に記録上明かにし、捜査の公平冷静を一般民衆より疑はれざるやう、備へ置くの必要あるを感ぜしめたり。」と対応策を提示している。更に、被告人の「供述の変化」については、「多くは、警察官、検事、予審判事に対する供述並公判準備手続に於ける供述等其過程に於て順次変化し居る場合尠からず。斯る場合に於ては、其供述変化の理由を公判準備手続の際に被告人をして詳細に供述せしめ、其供述の眞否を確むべき証拠申請を…爲し、必要なる証人の取調等を爲すの必要あり。」という。その実例として、警察官、検事、予審において放火事実を自白した被告人が、公判準備の際突然に、警察官の圧迫により自白を強制せられたと申立てたので、刑務所から面接簿を取寄せたところ、予審訊問調書を作成する前に、姉が面接した際、悪いことをして心配を掛けて済まないと自供している記載があつたので、立会看守を証人申請し、被告人と姉との会話の内容を証言させて、警察官、検事、予審の自白は、眞実を自白していたことを立証した事例を挙げている。

(注11) 「司法記者の眼 陪審制再考——実証的議論を」(『ジュリスト』No.1156、一九二九年六月)は、次の様に指摘している。

刑事司法に関して、司法の民主化を進める立場から、「陪審制度こそが民主的な刑事司法の象徴であり、市民の自由の砦であり、最も優れた『眞実』発見のシステムだ」と手放して称賛し、一九四三年から停止している陪審制を復活すべきだとする学者もいる。はたして、そうか。…この問題を少し考えてみたい。「陪審制」を導入すれば、冤罪がなくなる。復活論者は、しばしばこういう。しかし、裁判所事務総局作成の「陪審・参審制度 米國編」によると、冤罪者の救援活動をしているマクロスキー氏は「合衆國においては無実の者が有罪にされるのは、驚くほどよくあることである」と発言、…多くの文献で数百の冤罪事件が報告されていることなども併せて考えると、冤罪がなくなるといふのは空論に過ぎないことがわかる。もちろん、市民が参加する陪審制度は、職業裁判官による裁判よりも「民主的」であることは疑いない。しかし、独立運動を経て、建國の理念である「自由・独立」と深く結びついた陪審制が、歴史的背景の異なる日本に根付くかは疑問だ。日本人と米國人との間には、「眞実発見」への考え方が決定的に異なるところがあるように思えるからだ。この点について、インディアナ大教授のジョーゼフ・ホフマン氏が、本誌一一四八号の『眞実』と日本の刑事訴訟法」という論文の中で興味深い指摘をしていた。…ホフマン氏がそこに見たのは、「眞実」は必ず発見でき

るといふ信念を持った「非現実的で素朴な」日本人の姿であり、「陪審による真実」を客観的な「真実」に代わりうるものと見るアメリカ人（注、「アメリカでは、刑事司法が「真実」をあまりだすことに常に成功する旨の認識論的信念は、ほとんど見られない」との違いがあった。「真実」を発見できると信じる日本人が、陪審の誤判の多さに耐えることができるのだろうか。

五 陪審法の改正と施行停止

(一) 弁護士団体などの動向

広島控訴院管内の弁護士は、「広島控訴院管内弁護士大会」（広島、山口、岡山、松江、鳥取、松山）を毎年一回開催し、法律事務の改善や立法・法律改正などに関する議題を各弁護士会から提出して討論決議していた。

大阪控訴院管内でも、昭和八（一九三三）年一月大阪中之島公会堂で開かれた「大阪控訴院管内弁護士大会」（大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山、徳島、高松、高知）において、大阪控訴院管内弁護士会連合協議会が設置され、その後毎年連合協議会が開かれるようになり、司法事務の改善統一に関する問題などについて決議をするようになった。

また、大正一五（一九二六）年からは、毎年全国の控訴院長・検事長、裁判所長・検事正が司法省に招集されて開催されていた司法官会同の一日を割いて、司法官全国弁護士会長合同協議会を開き、司法省の諮問に対する弁護士会長の答申、弁護士会長側からの問題提起が行われていた。

それらの会合における、弁護士の活動は、「法曹公論」（日本弁護士協会機関誌）、「正義」（帝国弁護士会機関誌）、「法律新聞」、「法律新報」といった法律専門誌紙により、逐一全国の弁護士達には伝えられていた。報道された、陪審裁判に関する弁護士の動向は、次の通りである。

1 広島控訴院管内弁護士大会

広島控訴院管内弁護士大会においては、昭和五（一九三〇）年、昭和八（一九三三）年、昭和一三（一九三八）年、昭和一五（一九四〇）年と、陪審法の改廃についての議題が提出されて、時には陪審法推進論者と陪審法廃止論者の間で烈しい議論が行われ、陪審法の廃止案は否決され、改善要求案が可決された。その概要は、次の通りである。

なお、大会には、日本弁護士協会、帝国弁護士会の役員を招待し、大会の決議については、両会において政府に働きかけるように依頼していた。

(1) 昭和五（一九三〇）年四月五日鳥取大会

「第七号議案 陪審法ハ現在ノ我カ国情ニ適応セサルモノト認ム（松山弁護士会提出）」（否決）。

本案は、「その賛否につき議論沸騰し、原案賛成者十数名を算するに至りしが、結局大多数にて否決さる。」という。

「第二二号議案 陪審事件ノ審理ハ午後四時ヲ限度トスル旨ノ規定ヲ設ケルノ件（鳥取弁護士会提出）」（否決）。

「第二三号議案 裁判長ノ説示ニ関スル規定ヲ廃スル件（鳥取弁護士会提出）」（撤回）。

(2) 昭和六（一九三二）年七月一八日島根大会

「八、陪審法ヲ改正シ起訴陪審ト為スコト。説示ヲ廃止スルコト若シ説示ヲ認ムルトセハ検事及辩护人ノ最終ノ弁論ヲ許スコト（鳥取弁護士会提出）」（留保）。

大会に出席した帝国弁護士会理事平松市藏は、「此の問題に付き討議の中に一、二反対の声もありましたが、……陪審法は元來在野法曹の発案に基づくものである関係上、その成績につき責任を感じるものであるから、慎重なる考慮を以て邦家の法権の正義発揚

の爲め、其利害得失を審究しなければならぬ」と演説している。

(3) 昭和七(一九三〇)年一〇月一六日松江大会

「一、陪審ハ其利用スルモノ漸次減少ノ傾向アリ当局ハ制度ヲ適當ニ改善シ一層利用ノ途ヲ講セラレムコトヲ求ム(岡山弁護士会提出)」(可決)。

(4) 昭和八(一九三三)年一月一日広島大会

「五、陪審法中一部改正ノコト (1)裁判所ノ説示ニ改良ヲ加へ、(2)被告人ニ再陪審請求ノ上訴権ヲ与ヘラレタキコト(岡山弁護士会提出)」(可決)。

「三、陪審制度ノ廃止(山口弁護士会)」(否決)。

(説明)「其制度自体何等論難スヘキモノナケレトモ、之ヲ運用方法ニ於テ極メテ遺憾ノ点多シ、例ヘハ裁判長ノ説示及再陪審ヲ求ムル場合殆ト弁護士ノ弁護或ハ陪審員ノ存在ヲ無視シ、陪審制度ノ真髓ヲ抜去リタルノ感アルモノアリ、裁判所ニ於テ一層ノ考慮セラレサルニアラサレハ、寧ろ廃止セラレルニ如カス。」

最も議論沸騰したのは、「一 金銭債務臨時調停法の存廃」、「二 陪審法ノ存廃」、「三 弁護士の数の制限に関する問題」であったという。

(5) 昭和一三(一九三八)年一〇月一五日松江大会

「二、陪審法ノ活動ヲ盛ンナラシムル為、速ニ該法ノ改正ヲ講セラレムコトヲ、当局ニ要望スル件(松江弁護士会提出)」(可決)。

(6) 昭和一五(一九四〇)年一〇月二七日広島大会

「第二、陪審制度ハ之ヲ廃止スルコト(鳥取弁護士会提出)」(否決)。

第二に付ては、「鳥取弁護士会長長砂鹿藏君其説明を為し、岡山弁護士会員軸原憲一君は、本問題に付ては既に本大会に於て議題となり否決せられ居るものなり、法の不備あらば修正すべく之を廃止するに非ずと述べ、広島弁護士会員森保祐昌君は、廃止理由な

しと述べ、松江弁護士会員桐谷圓藏君は、原案賛成意見を述べ。議長は其否決賛成を挙手に問ひ、多数と認め否決す。」

大会に招待されていた、細野広島控訴院長は、「第二に付ては、時が自然に解決するものと思ふ」と評した。

(注)「広島控訴院管内弁護士大会」については、増田修「広島弁護士会沿革誌(5)昭和戦前編・中」『修道法学』第35巻第2号・二〇一三年二月)に詳細な資料を収録した。①は694頁、②は707頁、③は713頁、④は723・724頁、⑤は798頁、⑥は816頁を参照されたい。なお、広島控訴院管内弁護士大会の沿革については、増田修「広島控訴院管内弁護士大会沿革誌——明治中期の中国状師会から現在の中国地方弁護士会大会に至る道程——」(中国地方弁護士会連合会ニュース『かがやき』特集「中弁連60周年」、中国地方弁護士会連合会・二〇一二年六月)を参照されたい。

2 大阪控訴院管内弁護士大会

大阪控訴院管内弁護士大会では、昭和八(一九三三)年一月六日、大会二日目大阪中央公会堂における会議において、「第六号議案 民事及ヒ陪審ニ付テノ速記録ニ関スル件 ……其二 陪審ニ於ケル裁判長ノ説示ニ付テモ予審又ハ捜査中ノ訊問ト同シク被告人ノ請求アルトキハ其ノ費用ヲ以テ速記者ヲ立合ハシメ速記録ノ調書ト同一ノ效力ヲ有セシムル旨ノ法律制度ヲ望ム」が可決された。

速記録の調書化の目的は、裁判長説示が有罪に誘導するような部分は書記作成の調書では省略されて記録に残らないので、上告理由が証明できないためである。

(注)「大阪控訴院管内弁護士大会」については、石川小市編『大阪控訴院管内弁護士大会報告』(大阪控訴院管内弁護士大会・一九三四年五月)、大阪弁護士会著『大阪弁護士史稿』(大阪弁護士会事務所・一九三七年七月)の「第九章 大会」、および大阪弁護士会

編『大阪弁護士会百年史』（大阪弁護士会・一九八九年一月）の「第四章第三節一 大阪控訴院管内弁護士会連合協議会の活動」を参照されたい。石川は、「三十年間打絶えて開かれなかった大会がこの度、こゝ大阪で華々しく開かれることになった」という。

3 日本弁護士協会

日本弁護士協会（注、東京弁護士会が中心）は、昭和六（一九三二）年一〇月、その機関誌『法曹公論』（第35巻第9号・陪審法三周年記念・新民事訴訟法二周年記念号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月）において、会員弁護士に対するアンケート「陪審法と新民訴に対する法曹の声」で、「陪審法施行後の感想」を広く求めたところ、全国各地弁護士会員から二〇九件の回答があった。

大多数の回答は、現行の陪審制度に対し、否定、批判、消極、あるいは無関心であった。少数ではあるが改善策として、①控訴を認める、②更新条項を削除する、③説示を廃止する、あるいは説示に対し異議・再弁論を認める、④陪審員選定の方法を改良し質を高くする、⑤訊問調書、証拠物は陪審員に交付しない、⑥起訴陪審にする、⑦費用はすべて国家負担とする、などを提言した者がいた。

しかし、日本弁護士協会は、有力会員で陪審公判の弁護人となったり、弁護士兼衆議院議員で陪審法改正の議員立法を試みる者はいしたが、陪審法に対する同会の方針を示す決議をしたり、全国大会を開いて陪審法改正を求めるなどはしなかった。

（注）林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響」『法学セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月）が、「陪審法と新民訴に対する法曹の声」中の陪審法に関する声を分析しているので、参照されたい。

4 帝国弁護士会

それに対して、帝国弁護士会（注、第一東京弁護士会が中心）は、次の様な同会作成の陪審法改正案を決議して公表し、同会の弁護士兼衆議院議員が改正法案を提出した。

（一）帝国弁護士会は、昭和六（一九三二）年一〇月一日開催した陪審法実施三周年記念大会で、次のような決議をしている。

- 一 陪審ニ付スヘキ事件ノ範圍ヲ拡張スルコト
- 一 犯罪事実ヲ肯定スルニハ陪審員全員一致ノ意見ニ依ルヘキモノトス
- 一 有罪ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ許スヘキモノトスルコト
- 一 陪審費用ハ総テ国庫ノ負担ト為スヘキモノトスルコト
- 一 起訴陪審ノ制ヲ設クルコト

（二）帝国弁護士会は、昭和七（一九三二）年四月二五日、第七回通常総会において、「本会は昭和六年十月一日臨時総会に於ける決議の趣旨に基き、陪審裁判の精神を貫徹する為め、先づ現行陪審法中左の事項を改正す」として、次の四項目にわたる陪審法の条文改正案を決議している。

しかし、龜山要弁護士が「説示に対しては、利害関係人より異議の申立を為すことを許し、異議の申立あったものに付ては、それを以て上告理由とす為すことを得る旨の追加決議を為されたい」という、緊急動議を提出したのに対し、「委員会に於て充分審議して決すべきである」として、動議を撤回させている。

第一、陪審ニ付スヘキ事件ノ範圍ヲ拡張スルノ件

（一）第二條ヲ左ノ通り改ム

「死刑又ハ無期若クハ長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス」

(二) 第三条及第五条ヲ削除ス

(三) 第六条中「請求ノ取下」トアルヲ削除ス

第二、控訴の件

(一) 第一百一条ヲ左ノ通り改ム

「被告人ハ上訴ヲ為スコトヲ得

上訴ヲ為スコトヲ得ル者ニ付テハ刑事訴訟法第三百七十八条、第三百七十九条及第三百八十三条ノ規定ヲ準用ス」

(二) 第十一条ヲ削除ス

(三) 第一百二条ヲ左ノ通り改ム

「陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキ控訴ニ付テハ陪審ノ答申ハ其效力ヲ有ス」

第三、陪審費用の件

(一) 第一百七条ヲ削除ス

第四、証拠申請の件

(一) 第四十七条ニ左ノ一項ヲ第二項トシテ加フルコト

「正当ナル事由ニ因リ前項ノ期日前其請求ヲ為スコトヲ得サリシ場合ハ右期日後モ亦之ヲ請求スルコトヲ得」

(二) 同条第二項中「前項」トアルヲ「前二項」ト改メ之ヲ第三項ト為スコト

(3) 昭和九(一九三四)年十一月一日、帝国弁護士会は、「司法制度改善に関する司法省諮問案」(昭和九年一月一日)に対して、「司法制度改善ニ関スル意見」を発表し、「司法制度改善ノ緊切ナル方法」の一として、「四 陪審ニ附ス可キ事件ノ範圍ヲ拡張シ以テ陪審制度ノ精神ヲ貫徹シ其効果ヲ完全ナラシムル為メ現行陪審法ニ適當ナル改正ヲ加フ可シ」と

主張している。

(注1) 昭和七年四月二五日、帝国弁護士会は、第七回通常総会において、四項目にわたる陪審法の条文改正案を決議したが、「第四、証拠申請の件」を除く「第一、陪審に付すべき事件の範圍を拡張するの件。第二、控訴の件。第三、陪審費用の件。」は、第六五・六七・七〇・七一・七三議案に提出された議員提案「陪審法中改正ノ件」の原型となるもので、「第九十五条(更新)削除」は欠けるが、ほぼ同一趣旨の改正案である。

(注2) 帝国弁護士会が開催した、昭和六年「陪審法実施三周年記念大会」については、『正義』陪審法実施三周年記念号(昭和六年一月号)、昭和七年「第七回通常総会」については、『法律新報』(昭和七年六月五日)および『正義』(昭和七年五月号)、帝国弁護士会の昭和九年「司法制度改善ニ関スル意見」については、『正義』(昭和九年二月号)を参照されたい。

5 司法官全国弁護士会長合同協議会

全国司法官会同の中の一の日を取って行われた、司法官全国弁護士会長合同協議会においては、事前に東京三会の準備した会合において、全国の弁護士会長は打合わせをして、司法省の諮問事項に対する答申を作成し、同時に弁護士会長側からの協議事項も作成して司法省に提出した。

陪審法については、司法省からは、諮問事項として、大正一五(一九二六)年、昭和三(一九二八)年に次のような諮問(1)(2)があった。

そして、弁護士会長側は、三回にわたり、次のような提案(3)(4)(5)を提出したが、聞き置かれただけに終わった。

(1) 大正一五(一九二六)年四月二九日協議会

司法省からの諮問事項「第一 陪審制度ノ宣伝其他実施準備ノ方法」について審議した。その概要は、「司法省側より、現にパンフレットを配布しつつあるも、将来、講演、活動写真、教科書中に挿入、内外書籍の配付、判事説示集、説問集等の訳書配付、海外派遣員の報告書配付、陪審員心得書の配付等の方法を取るの腹案あることを述べ、之に裁判所側より、不取敢海外派遣員報告書の配付と派遣員の直接談話にて説明せられんこと、宣伝には検事当事者間同等主義を明にせられんことを望み、弁護士側より、在朝法曹も講演等に参加せられ度きこと、活動写真は脚本より組立つべきこと、文部省の協力を望むこと、宣伝の為め弁護士団に補助を与ふること、陪審員評議の実況を示すに努力すること、制度の真相を誤りたる宣伝なき様注意すべきこと、模擬裁判に朝野法曹の協力を為すべきこと、徹底的に採用理由を明にし、干与権と責任の本義を周知せしむること等の希望あり。」というものであった。

(2) 昭和三(一九二八)年七月二十八日協議会

司法省からの諮問事項「一 陪審事件の公判準備手続の好果を収むるの方法」、「二 陪審事件に付弁護人の重複弁論を避くるの方法」、「三 陪審事件に於て弁護人が証人を公判期日に同行するの可否」に対して、弁護士会長側は、次の様に回答した。

「一」に対し、(イ) 検事は起訴事実を明確にすること、(ロ) 弁護人は凡ての防禦の方法を明確にすること、(ハ) 裁判所は両者の主張を充分釈明せしめ争点を明確にすること、(ニ) 検事弁護士共必要なる一切の証拠申請を為すこと、(ホ) 裁判所は争点に関する限り総ての証拠申請を採用すること、「二」に対し、各事件に付弁護人間に於て協議の上重複弁論を避くること、「三」に対し、可とす。

そして、弁護士会長側は、次の協議事項を提出した。「第二 陪審問題 陪審司法官吏を優遇し必要に応じ官制を改正すること」。

更に、次の希望事項を提出した。「第三 陪審問題 陪審の法廷に於ける被告人席を繞る木柵は、陪審の精神に背き、訴訟の原則に悖り寧ろ逆転の感あり、速に改造せられんことを望む」。

(3) 昭和四(一九二九)年五月六日協議会

全国弁護士会長提出協議事項「(二) 陪審法第九十五条ニ依り陪審更新ノ決定ヲ為ストキハ特別ノ事情ナキ限り裁判所ノ構成モ亦之ヲ変更セラルルコト」。

(4) 昭和五(一九三〇)年六月七日協議会

全国弁護士会長提出協議事項「第一 陪審法第七十七条ノ説示ニ付キ裁判長ノ許可を得テ速記セシメタル場合ハ之ヲ記録ノ一部ニ加フルコト」。

(5) 昭和八(一九三三)年四月二二日協議会

全国弁護士会長提出協議事項「八、陪審制度ノ效果ヲ挙グル為メニ之カ具体的方策ヲ講セラレタキコト」。

(注) 司法官全国弁護士会長合同協議会は、増田修「広島弁護士会沿革誌(6) 昭和戦前編・下」『修道法学』第36巻第2号、二〇一三年二月)に収録しているので参照されたい。

(二) 陪審法の改正と施行停止

昭和三(一九二八)年一〇月一日の陪審法全面施行以後、陪審法の一部改正案、施行停止に

関する法律案、および建議案は一四件あるが、(a)弁護士兼衆議院議員が提出したもの、および(b)政府が提出したものは、後にその内容を解説する項目(1①〜8⑧)中、それぞれ次の通りである。

(a) 弁護士兼衆議院議員が提出した改正案(八件)、建議案(二件)

- 1 ② 「陪審法中改正法律案」(審議未了、横山勝太郎君外三名提出)・昭和三年第五六議會
- 2 ③ 「陪審法中改正法律案」(衆議院可決、牧野賤男君外二三名提出)・昭和八年第六五議會
- 3 ④ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、一松定吉君外四名提出)・昭和九年第六七議會
- 4 ⑤ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、牧野賤男君外七名提出)・昭和十一年第七〇議會
- 4 ⑥ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、中山福藏君外二名提出)・昭和十一年第七〇議會
- 5 ⑧ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、牧野賤男君外八名提出)・昭和十二年第七一議會
- 5 ⑨ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、野田文一郎君外二名提出)・昭和十二年第七一議會
- 5 ⑩ 「陪審事件三審制ノ確立ニ関スル建議案」(衆議院可決、中村梅吉君提出)・昭和十二年第七一議會
- 5 ⑪ 「選挙法違反事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルノ建議案」(衆議院可決、中村梅吉君提出)・昭和十二年第七一議會

一議會

6 ⑫ 「陪審法中改正法律案」(衆議院可決、内藤正剛君外六名提出)・昭和十二年第七三議會
陪審法中改正法律案は、昭和八(一九三三)年第六五議會(2③)および昭和一二(一九三七)年第七三議會(5⑩)では、衆議院を通過したが、会期末でもあり前者は貴族院に提案されず、後者は貴族院において審議未了となった。この二件の改正案の内容の要点は、第一に請求陪審を廃止して、請求陪審事件も法定陪審とすること(注、請求陪審事件も、法定陪審同様に陪審費用の負担が無くなる)、第二に陪審の更新(陪審法第九五条)を廃止すること(注、この条項は、第六五議會では付託された

委員会において削除して可決した)、第三に被告に対し控訴権を認め、控訴審においても陪審の評議に付すことである(注、ただし、控訴しても量刑のみ争う場合のように、陪審の評議の結果に影響ないときは、答申は効力を有し、通常の控訴審と同じく裁判官だけで審理される。なお、検事には、控訴権を認めない)。

昭和一一(一九三六)年第六七議會では、政府委員(司法省刑事局長木村直達)は、改正案に反対し、「必す答申通りニ事実ノ認定ヲ裁判所カシナケレバナラヌコトニ法律規定ヲ定メタナラバ、茲ニ憲法違反ノ問題ガ起リハシナイカ、……覆審(注、控訴)ヲ許サスト云フコトニ付テハ、是ハ世界的陪審法ノ原則ヲ一貫シテ居ルノデアリマス、……」[被告人ハ衆人公座ノ前デ罪ヲ裁カレルト云フヤウナコトガ、嫌ヒヂヤナイカト云フヤウナ実ハ感ジヲ有ツテ居ルノデアリマス]と答弁している。

政府は、一貫して、抜本的な陪審法の内容の改正は委員会を設けてよく検討しなければならぬし、また、法改正をしても陪審公判は増加しないであろうとして、弁護士が提案するような改正案には反対であったが、一方では、陪審法の廃止にも消極的であった。

なお、昭和一二(一九三七)年第七一議會では、弁護士兼衆議院議員提出の「陪審事件三審制確立ニ関スル」建議案および「選挙法違反事件ヲ陪審ノ評議ニ付スル」建議案が、衆議院で可決された。

(b) 政府が提出した改正案(三件)、施行停止案(一件)

- 1 ① 「陪審法中改正法律案」(成立、政府提出)・昭和三年第五六議會
- 5 ⑦ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、政府提出)・昭和十二年第七一議會
- 7 ⑬ 「陪審法中改正法律案」(成立、政府提出)・昭和十五年第七六議會
- 8 ⑭ 「陪審法ノ施行停止ニ関スル法律案」(成立、政府提出)・昭和十八年第八一議會

政府の改正案は、1①治安維持法の罪を陪審不適事件とする、5⑦共同被告人多数で複雑事件を陪審公判に付さないことが出来る、7⑬陪審員^{資格}者名簿を四年毎に調製するという、陪審裁判の範囲を縮小したり、陪審公判が少ないことを前提とする改正だけであつて、内容を改正して、陪審裁判を受け易くするような改正案は提案しなかつた。

政府の陪審法に対するスタンスは、司法大臣原嘉道が、昭和三（一九二八）年一〇月一日、その全面実施に臨んで発表した談話の一節で明らかである。

すなわち、「我国の陪審制度採用は、諸外国のそれとは稍其の事情を異にして居るのである。……外国に於けるが如く、暴虐政治の反動として此の制度が生れて来たのではなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼して居る事は疑ひないのであるが、仮令極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民、則ち何等捉はれざる同胞の判断に依り罪の有無を定めしむることが、一層人權擁護の精神を明にし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以であると云ふことが、此の新制度採用の本旨である。従て、其の内容に於ても、外国の陪審法とは大いに其の趣を異にし、現行裁判制度に不満な者のみが、陪審員の判断を受くると云ふ、所謂任意陪審制度となつて居るのである」という（因信時報）「京都日出新聞」昭和3年10月1日）。

したがって、陪審の評議に付する裁判が少ないことは、国民が現行裁判制度に満足している証拠であるとして、国民が陪審裁判を受けやすく陪審法を改正したり、廃止したりする必要は無かつたのである。

（注）利谷信義「戦後改革と国民の司法参加——陪審制・参審制を中心として——」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革』4司法改

革、東京大学出版会・一九七五年七月）および利谷信義「日本の陪審法——その内容と実施過程の問題点——」（自由と正義）第35巻第13号、一九八四年二月）には、2③・5⑧・5⑨・6⑩、および1①・5⑦・8⑭が紹介されている。しかし、2③については、改正条項案中「更新条項削除」の項を削除して、衆議院を通過したことには触れていない。また、2③・6⑫改正案の内容中、控訴に關しては、控訴を認めたと解説するだけで、検察官には控訴権を認めなかつたこと、および控訴審においても公訴事実を争うときは陪審公判とすることには触れていない。

1 昭和三（一九二八）年第五六議會（二月二四日～翌年三月二五日）

①「陪審法中改正法律案」（成立、政府提出）

昭和四年法律第五一号（昭和四年四月四日官報）による陪審法改正によつて、「治安維持法ノ罪」は陪審不適事件（注、陪審の評議に付さない事件）とされた。

この改正は、昭和三（一九二八）年第五五議會（昭和三年四月三日～昭和三年五月六日、普通選挙後の初議會）で、治安維持法（天正一四年法律第四六号）の改正が審議未了となつたので、その直後に緊急勅令（昭和三年六月二九日勅令第一二九号治安維持法中改正ノ件。法定陪審事件である死刑及び無期懲役を含むものに改正した）により改正したことに始まる。そして、次の第五六議會において、昭和三（一九二八）年勅令第一二九号（治安維持法中改正ノ件）承諾を求むる件が、昭和四（一九二九）年三月貴衆兩院において可決されたことを受けた改正であつた。

この改正の背景には、昭和三（一九二八）年三月一五日および昭和四（一九二九）年四月一六日の共産黨員全国的大檢舉（三・一五事件および四・一六事件）があつた。法改正の理由としては、陪審員の公正な判断を失わせる危険があること、審理に多数の日数を要すること、法廷が共産主義宣伝の巷に化すことなどであつた。

② 「陪審法中改正法律案」(審議未了、横山勝太郎君外三名提出)

この法案は、昭和四(一九二九)年三月一日、「刑法中改正法律案(牧野賤男君外二名提出)外三件」の委員会に併せて付託された。同日、提案者小久江美代吉が提案理由を説明したが、続行となつたまゝ未決で終わつた。提出者横山勝太郎、小久江美代吉は、立憲民政党、東京弁護士会・日本弁護士協会員である。

(注)「陪審法中改正法律案」(横山勝太郎君外三名提出)の全文は、次の通りである。

陪審法中左の通り改正ス

第一条ノ二 陪審ノ評議ニ付スルコトヲ得ル犯罪ニ付告訴告発ニ係ル場合ノ起訴不起訴処分ハ告訴人又ハ告発人ノ請求アルトキハ検事ハ費用ヲ予納セシメ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

公判陪審ニ関スル規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九五条ニ左ノ一項ヲ加フ

裁判所陪審ノ答申ヲ不当ト認メ事件ヲ他ノ陪審ノ評議ニ付スルノ決定ヲ為シタルトキハ全然構成ヲ異ニスル他ノ裁判所ニ事件ヲ移スヘシ

2 昭和八(一九三三)年第六五議會(二月二六日、翌年三月二五日)

③ 「陪審法中改正法律案」(衆議院可決、牧野賤男君外一三名提出)

牧野賤男は、改正案提出に当たり「本案ハ在野法曹ノ多数ノ希望ニ依ツテ、政民両党ノ法曹代議士ヨリ提出致シタ案デアリマス」という。この法律案は、政府委員の反対意見があつたが、委員会では改正案中「第九十五条(注、更新)削除」を削除して可決した。そして、

昭和九(一九三四)年三月二五日、会期末の衆議院本會議で可決成立したが、貴族院には上程されなかつた。

なお、この法律案の提出者は、牧野賤男(立憲政友会、第一東京・帝国弁護士会)、熊谷直太(立憲政友会、第一東京・帝国弁護士会)、嶋山秀夫(立憲政友会、第一東京・帝国弁護士会)、磯部尚(立憲政友会、第一東京・帝国弁護士会)、松木弘(立憲政友会、新潟・日本弁護士協会)、宮古啓三郎(立憲政友会、東京・日本弁護士協会)、中井一夫(立憲政友会、神戸・日本弁護士協会)、横山金太郎(立憲民政党、東京・日本弁護士協会)、武富齊(立憲民政党、第一東京・帝国弁護士会)、野村嘉六(立憲民政党、富山)、一松定吉(立憲民政党、大阪・帝国弁護士会)、藤田若水(立憲民政党、広島・日本弁護士協会)、作田高太郎(立憲民政党、東京・日本弁護士協会)、原夫次郎(立憲民政党、第一東京・帝国弁護士会)である。

被告人に控訴を認められた点については、改正案には「第二百二条第一項 陪審ノ評議ノ結果ニ影響アル控訴ノ申立アリタルトキハ前二節ノ規定ニ従ヒ更ニ之ヲ審理スヘシ」とある。第二百二条は、「第三章 陪審手続・第三節 上訴」中の条項であるから、改正案第二百二条でいう「前二節」は、陪審法「第三章 陪審手続」に定める「第一節 公判準備」、「第二節 公判手続及公判ノ裁判」の規定に従い更に審理されるのである。すなわち、「控訴」とは、通常公判の控訴審ではなく、控訴審で再陪審が認められるのである。「第二百二条第二項 陪審ノ答申ニ影響ナキ控訴ノ申立アリタルトキハ第一審ニ於ケル陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス」は、公訴事実は争われないが量刑を争う場合であり、控訴裁判所の裁判官のみにより審理される。

そして、「第一条 陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタル事件ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ス」とあつたのを、改正案は「第一条 被告人ハ上訴ヲ為スコトヲ得」と

改正している。すなわち、被告人には控訴権を認めたが、検事には控訴権を与えていない。しかし、検事は、改正案「第百三条 上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ検事又ハ被告人ハ之ヲ為スコトヲ得但シ事実ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限りニ在ラス」とあるように、被告人と同じく上告は出来た。

(注1)「陪審法中改正法律案」(内藤正剛君外一三名提出)の全文は次の通りである。

陪審法中左ノ通改正ス

第二条 死刑又ハ無期若ハ長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三条 削除

第五条 削除

第六条中「辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得」ヲ「辞スルコトヲ得」ニ改ム

第十条第一項中「辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得」ヲ「辞スルコトヲ得」ニ改ム

第十一条 削除

第九十五条 削除

第九十六条第一項ヲ左ノ如ク改ム

陪審ノ答申アリタルトキハ検事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

第一百一条 被告人ハ上訴ヲ為スコトヲ得

上訴ヲ為スコトヲ得ル者ニ付テハ刑事訴訟法第三百七十八条、第三百七十九条及第三百八十三条ノ規定ヲ準用ス

第一百二条 陪審ノ評議ノ結果ニ影響アル控訴ノ申立アリタルトキハ前二節ノ規定ニ從ヒ更ニ之ヲ審理スヘシ

陪審ノ答申ニ影響ナキ控訴ノ申立アリタルトキハ第一審ニ於ケル陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス

第百三条中「理由アル場合ニ於テ」ノ下ニ「検事又ハ被告人」ヲ加フ

第百七条 削除

(注2)「陪審法中改正法律案理由書」は、次の通りである『法曹公論』第38巻第4号・昭和九年四月号)。

一、現行法ノ下ニ於テハ陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ノ範圍狭少ニシテ陪審制度ノ実績ヲ挙クルコトハ能ハス仍テ陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ノ範圍ヲ拡張スル為メ第二条ヲ改メ第三条、第五条ハ之ヲ削除スヘク第六条請求陪審ノ取下ニ関スル規定モ亦之ヲ削除スヘキナリ

二、現行訴訟法ハ総テ三審制ヲ採用ス陪審法ニ限りニ審制ヲ採用スヘキ理由ナシ故ニ第十一条ヲ削除スヘキナリ

三、裁判所陪審ノ答申ヲ無視シ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルカ如キハ陪審ノ精神ニ背戾ス仍テ第九十五条ハ之ヲ削除スヘキナリ

四、陪審法ヲ刑事訴訟法ト同様ニ三審制度ニ改ムルトキハ上訴申立人ノ範圍モ亦刑事訴訟法ト同様ナラシムルニ非サレハ兩者ノ權衡ヲ失スヘシ是レ第百一条ヲ改ムル所以ナリ

五、陪審ノ控訴ニ於テモ第一審ノ審理ト同様ナル審理ヲ為スニ非サレハ控訴ノ実ヲ挙クル能ハス唯第一審ニ於ケル陪審ノ評議ニ影響ナキ控訴ノ申立アリタルトキニ限り第一審ニ於ケル陪審ノ答申ヲシテ其ノ效力ヲ存続セシムヘシ是レ第百二条ヲ改ムル所以ナリ

六、陪審ノ費用ハ総テ之ヲ國庫ノ負担ト為スニ非サレハ刑事裁判ノ実ヲ挙クル能ハス故ニ第百七条ヲ削除スヘキナリ
是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

3 昭和九(一九三四)年第六七議會(二月二十六日〜翌年三月二十五日)

④「陪審法中改正法律案」(審議未了、一松定吉君外四名提出)

この改正法案は、昭和八(一九三三)年第六五議會に提出された「陪審法中改正法律案」(牧野賤男君外一三名)とほぼ同一内容のものである。昭和一〇(一九三五)年三月三日、三月七

日の委員会での質疑のみで、審議未了に終わった。

(注) 「陪審法中改正法律案」(一松定吉君外四名)の全文は、次の通りである。第六十五議会提出の「陪審法中改正法律案」(内藤正剛君外一三名提出)の改正案とほぼ同一案であるが、条文が推敲されている。

第二条 死刑又ハ無期若ハ長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノハ之ヲ陪審ノ評議ニ付ス

第三条 削除

第四条中「前二条」ヲ「前条」ニ改ム

第五条 削除

第六条中「辞シ又ハ請求ヲ取下ケルコトヲ得」ヲ「辞スルコトヲ得」ニ改ム

第十条第一項中「辞シ又ハ請求ヲ取下ケルコトヲ得」ヲ「辞スルコトヲ得」ニ改メ同条第二項中「又ハ請求ヲ取下ケ」及同条第三中「又ハ請求ヲ取下ケ」ヲ削ル

第十一条 削除

第三十九条 削除

第九十五条 削除

第九十六条第一項ヲ左ノ如ク改ム

陪審ノ答申アリタルトキハ検事ハ適用スヘキ法令及刑ニ付意見ヲ陳述スヘシ

第一百一条 被告人ハ上訴ヲ為スコトヲ得

上訴ヲ為スコトヲ得ル者ニ付テハ刑事訴訟法第三百七十八条、第三百七十九条及第三百八十三条ノ規定ヲ準用ス

第一百二条 陪審ノ評議ノ結果ニ影響アル控訴ノ申立アリタルトキハ前二節ノ規定ニ從ヒ更ニ之ヲ審理スヘシ

陪審ノ答申ニ影響ナキ控訴ノ申立アリタルトキハ第一審ニ於ケル陪審ノ答申ハ其ノ效力ヲ有ス

第一百三条中「理由アル場合ニ於テ」ノ下ニ「検事又ハ被告人」ヲ加フ

第一百七条 削除

4 昭和一一(一九三六)年第七〇議会(二月二六日〜翌年三月三日)

⑤ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、牧野賤男君外七名提出)

⑥ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、中山福藏君外二名提出)

⑤⑥の「陪審法中改正法律案」は、第六七議会に提出された「陪審法中改正法律案」と同一の法案である。昭和一一(一九三七)年三月二九日上程され、「政府提出、裁判所構成法中改正法律案外二件」の委員会に併せて付託された。しかし、審理されることなく審議議未了に終わった。⑥の提出者中山福藏は、立憲民政党、大阪弁護士会員であり、一松定吉も提出者として提出理由を説明した。

5 昭和一二(一九三七)年第七一議会(七月二五日〜八月七日)

⑦ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、政府提出)

この改正案は、「共同被告人多数ニシテ被告事件複雑ナル場合ニ於テ公判ノ審理ニ長期間ヲ要シ且陪審員ノ滞留ノ場所及陪審員ノ他人トノ交通ヲ著シク制限スル虞アルトキ」事件を陪審員の評議に付さないことになし得る途を開こうとしたものである。

この改正の動機は、神奈川県下の集団放火事件を処理することにあつた。この事件は、一八三名が逮捕起訴され、二人は自殺し、九〇人は予審免訴となり、九一人が公判に付さ

れたが、有罪はわずか二名で、その外は無罪になった。一般事件としては、空前絶後の冤罪事件である。

この改正案は、第七一回帝国議会衆議院に提出されたが、第一東京弁護士会と帝国弁護士会が両会名で反対決議し『法律新聞』昭和12・8・3)、また、東京弁護士会と日本弁護士協会も共同で反対決議をした(『法律新聞』昭和12・8・10)ほか、委員会審議の過程で、反対論が強く審議未了に終わり、次の第七二回帝国議会には上程されなかった。なお、この集団放火事件は、通常公判で審理された。

(注1) 改正案の理由となった集団放火事件の概要については、平川松太郎「陪審法中改正と神奈川県下集団放火事件」『民政』第287号、一九三七年九月)を参照されたい。なお、平川松太郎は当時、横浜弁護士会長、日本弁護士協会員、衆議院議員、立憲民政党総務である。

塚崎直義(東京弁護士会所属弁護士)は、集団放火事件「松田町関係」被告人の弁護士であったが、昭和一五年五月第一審で無罪が確定した後、「かく多数の無辜が冤罪に問はるゝに至ったのか、其処には憎むべき拷問、限りなき人権蹂躪が遠慮会釈もなく行はれたことを、看過してはならない。」と断じている(塚崎直義「拷問と冤罪(上・下)」神奈川県『集団放火』事件余談・『法律新聞』昭和16・3・28、昭和16・3・30)。

(注2) 神奈川県集団放火事件は、昭和二年二月二〇日、京都地方裁判所検事正松井和義(事件当時の横浜地方裁判所検事正)が辞職し、昭和二年二月二四日、事件摘発に当たった四検事の異動および関係警察官の行政処分(依願免職一・減俸八・訓戒六)とで、「さしもの人権蹂躪事件も、これで一段落した」という(大阪朝日)昭和12・12・26)。

⑧ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、牧野賤男君外八名)

⑨ 「陪審法中改正法律案」(審議未了、野田文一郎君外二名)

⑧⑨の「陪審法中改正法律案」は、第六七、第七〇議会に提出された「陪審法中改正法律案」と同一の法案である。昭和一二(一九三七)年七月三十一日「政府提出、陪審法中改正法律案」委員会に併せて付託されたが、審議未了に終わった。⑧の提出の趣旨説明をした提案者立川平は、立憲政友会、神戸弁護士会員である。⑨の提案者野田文一郎は、立憲民政党、神戸弁護士会員、提出趣旨説明をした提案者岡本實太郎は、立憲民政党、東京弁護士会・日本弁護士協会員である。

⑩ 「陪審事件三審制ノ確立ニ関スル建議案」(衆議院可決、中村梅吉君提出)

建議の内容は、「政府ハ陪審事件ヲ普通事件同様三審制トスルノ措置ヲ講セラレムコトヲ望ム」である(国立公文書館請求番号「本館2A1029・請願00051100」)。

⑪ 「選挙法違反事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルノ建議案」(衆議院可決、中村梅吉君提出)

⑩⑪両建議案は、昭和二年八月七日、衆議院で可決された。提出者中村梅吉は、立憲民政党、東京弁護士会・日本弁護士協会員である。

6 昭和一二(一九三七)年第七三議會(二月二六日、翌年三月二六日)

⑫ 「陪審法中改正法律案」(衆議院可決、内藤正剛君外六名提出)

「陪審法中改正法律案」は、第六七、第七〇、第七一議会に提出された「陪審法中改正法律案」と同一の法案である。この法律案は、委員会では政府委員の反対意見があったが、会期末前日の昭和一二(一九三三)年三月二五日、衆議院を通過した。貴族院には、翌日付託されたが、政府委員による「本案ノ如ク改正スルコトニハ同意シ難イ」という意見表明が

なされて休憩に入り、そのまゝその日に閉会となった。法律案を提出した内藤正剛は、立憲民政党、大阪弁護士会・帝国弁護士会員である。

7 昭和一五（一九四〇）年第七六議會（二月二六日）翌年三月二五日）

⑬ 「陪審法中改正法律」（成立、政府提出）

昭和一二（一九三七）年七月七日、日中戦争（支那事変）が勃発し、昭和一五（一九四〇）年には、戦争遂行のための関連事務が激増した全国の市町村役場にとっては、毎年直接国税納付者を有資格者とする陪審員資格者名簿（陪審法）第17条、および陪審員候補者名簿（陪審法）第23条）を作成する義務は大きな負担となり、司法当局に対し「無用の長物化してゐる陪審法は、これを廃止されたい」という陳述が殺到したという。そして、陪審公判は、昭和一三（一九三八）年以降、一年間を通じて三、四件に過ぎない状態となっていたので、司法部内においても、寧ろこれを廃止すべきであるとの論が有力に台頭してきた。そこで、司法当局においても、昭和一六（一九四二）年度予算編成に関連して、第七六回帝國議會で、存続するか否かの裁断を下すことになった。善後方法としては、三案（一 陪審法を全然廃止する案、一 陪審法の施行を一時停止する案、一 陪審員候補者の任期を四ヶ年位に延長し、名簿調製の手数と経費を節約する案）が考慮された（大阪朝日）昭和15年11月12日、「法律新聞」昭和15・11・18）。

その結果、改正法施行の際効力を有する陪審資格者名簿および陪審員候補者名簿は、引き続き昭和一九（一九四三）年一月三日まで効力を有するとし、昭和一九（一九四三）年九月一日から四年毎に調製することになった（昭和一六年法律第六二号・昭和一六年三月二二日公布）。

（注）昭和一六年法律第六二号は、次の通りである。

陪審法中左ノ通改正ス

第十七条第一項中「毎年」ヲ「四年毎ニ」ニ、「九月」ヲ「其ノ年ノ九月一日」ニ改ム

第二十二条中「毎年九月一日迄」翌年所要ノ「陪審員資格者名簿」ヲ調製スル年ノ九月一日迄ニ其ノ翌年ヨリ四年間所要ノ「二改

ム

第二十八条中「其ノ年内」ヲ「其ノ陪審員候補者名簿調製ノ年ノ翌年ヨリ四年間」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（注、昭和十六年勅令第三百四号、昭和十六年四月一日施行）

本法施行後最初ノ陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ノ調製ハ昭和十九年ニ於テ之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スル陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ハ引続き昭和十九年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

8 昭和一八（一九四三）年第八一議會（二月二六日から翌年三月二五日）

⑭ 「陪審法ノ施行停止ニ関スル法律」（成立、政府提出）

昭和一九（一九四四）年一月二日、我が国は米英に宣戦布告し、太平洋戦争（大東亜戦争）が開始され、更に戦争が拡大・激化したので、昭和一九（一九四三）年四月一日、陪審法は、その施行を停止された（昭和一八年法律第八八号・昭和一八年四月一日公布）。

司法書記岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」（『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月

月）は、陪審法施行停止の理由を説明して、「要するに、陪審法の施行により市町村、一般国民、裁判所および検事局が費やしていた相当の時間、労力、物資および費用を節減し、此の際之を戦争遂行上より一層有効な方面に結集することを得しむる為、陪審法の施行を

一時停止せんとするものであって、戦時下緊迫せる諸般の事情に鑑みるときは、全く妥当の措置と云ひ得る。元来我が国の陪審制度は、民衆をして裁判に関与せしめ、犯罪事実の有無につき常識ある判断を為さしめ以て裁判に国民の法的意識、感情を注入せんとする高遠な理想の下に設けられたるもので、其の運用の妙を得るときは、平時に於ては寧ろ望ましいものと云ひ得よう。陪審の評議に付せられる事件数が逐年減少して居るにも拘らず今遽に陪審制度を廃止せず単に施行停止に止めて、戦争終了後之が施行を考慮せんとした趣旨は即ち茲に在る。」という。

(注) 二「陪審法改正の動向」欄の出典は、(財)東京大学出版会発行「帝国議会衆議院委員会議録」(以下、「衆議院委員会議録」と省略)、「帝国議会衆議院議事速記録」(以下、「衆議院議事速記録」と省略)、「帝国議会貴族院議事速記録」(以下、「貴族院議事速記録」と省略)、「帝国議会貴族院委員会速記録」(以下、「貴族院委員会速記録」と省略)、「帝国議会貴族院議事速記録」(以下、「貴族院議事速記録」と省略)である。以上の資料には、「官報」に掲載された衆貴両院の本会議と委員会の速記録と索引が収録されている。

- 1①②「衆議院委員会議録」昭和篇12(第五六回議会上・昭和三年)、「衆議院議事速記録」52(第五六回議会上・昭和三年)、「衆議院議事速記録」53(第五六回議会上・昭和三年)、「貴族院委員会速記録」昭和篇14(第五六回議会上・昭和三年)、「貴族院議事速記録」54(第五六回議会上・昭和三年)
- 2③「衆議院委員会議録」昭和篇47(第六五回議会上・昭和八年)、「衆議院議事速記録」62(第六五回議会上・昭和八年)
- 3④「衆議院委員会議録」昭和篇55・56(第六七回議会上・昭和九年)、「衆議院議事速記録」62(第六七回議会上・昭和九年)
- 4⑤⑥「衆議院委員会議録」昭和篇79(第七〇回議会上・昭和十一年)、「衆議院議事速記録」68(第七〇回議会上・昭和十一年)
- 5⑦⑧⑨⑩⑪「衆議院委員会議録」昭和篇81(第七一回議会上・昭和十二年)、「衆議院議事速記録」69(第七一・七二回議会上・昭和十二年)

6⑫「衆議院委員会議録」昭和篇98(第七三回議会上・昭和十二年)、「衆議院議事速記録」71(第七三回議会上・昭和十二年)、「貴族院委員会速記録」74(第七三回議会上・昭和十二年)

7⑬「衆議院委員会議録」昭和編130(第七六回議会上・昭和十五年)、「衆議院議事速記録」76(第七六回議会上・昭和十五年)、「貴族院委員会速記録」昭和篇95(第七六回議会上・昭和十五年)、「貴族院議事速記録」67(第七六回議会上・昭和十五年)

8⑭「衆議院委員会議録」昭和編147(第八一回議会上・昭和十七年)、「衆議院委員会議録」昭和編148(第八一〜八三回議会上・昭和十七年)、「衆議院議事速記録」78(第八一回議会上・昭和十七年)、「貴族院委員会速記録」昭和篇105(第八一回議会上・昭和十七年)、「貴族院議事速記録」69(第八一回議会上・昭和十七年)

(三) 戦後の陪審法と裁判員裁判

「陪審法ノ停止ニ関スル法律」は、「大東亜戦争(注、昭和二年勅令第一六一号で、公時の戦争」と改正)終了後再施行スルモノトシ、其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(同法附則第三項)と定めており、同法は施行停止の状態にあつて、その後「裁判所法」(昭和二年四月一六日法律第五九号、昭和三年五月三日施行)の第三条第三項に、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。」と規定され、それらの条項は現在も生きている。

それにも拘わらず、昭和二〇(一九四五)年八月一五日の終戦以来、陪審法は再施行されることなく放置された末、平成一一(一九九九年)年七月二七日内閣に設置された司法制度改革審議会(「司法制度改革審議会設置法」平成二一年六月九日法律第六八号)の審議過程の中で、参審制度の採用に向かい、平成一三(二〇〇〇)年六月二二日「司法制度改革審議会意見書」において、参審制度系の裁判員制度の導入が提言された。そして、平成一六(二〇〇四)年五月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成一六年五月二八日法律第六三号)が制定され、平成二一(二〇〇九)年五

月二一日施行されるに至った。

この裁判員制度は、陪審裁判で問題となっていた陪審辞退、説示、評決、答申、更新、控訴、共同被告が多数の場合など、殆どすべてに手当が施されている。まづ、被告人は、裁判員裁判を辞退できない。そして、説示は裁判官と陪審員の合議体で行う「評議」のなかに取り込まれて（しかし、法令の解釈に係る判断は、裁判官だけの合議体で行う。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」第66条・第67条）、「合議体の構成員の間で、充実した意見交換が行われる様に配慮しなければならぬ」（「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」第50条）ので、裁判官は意見交換により裁判員を説得できることになった。評決・答申は、「裁判員の関与する判断（注、評決）は、……構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数による」（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」第66条・第67条）ことになり、裁判員の権限は、事実認定だけでなく量刑にまで及ぶ。そして、更新制度は勿論なくなり、控訴は当然できるし、また共同被告人多数の複雑な事件の場合は「区分審理決定」（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」第77条以下）により審理できるようになった。

しかし、裁判員裁判を受けることについて、被告人の辞退が認められるならば、戦前の陪審裁判と同じく、裁判員裁判も激減するのではあるまいか？。

（注1）終戦以来、昭和六三年五月三日の憲法記念日の記者会見で、矢口最高裁判所長官が、「裁判所は孤立してはならず、国民に開かれたところでなければならぬ。……陪審、参審制度の検討も必要である」旨語ったと伝えられるまでの間における、陪審制度に関する議論の経緯については、佐伯千仞「陪審裁判の復活はどのように阻止されてきたか」（『立命館法学』第25号、一九九八年二月）を参照されたい。

（注2）司法制度改革審議会における、日弁連・法務省・最高裁判所の「国民の司法参加」に関する意見は、次の通りであった。

日弁連は、陪審制の採用を求め、法務省は（参審制を考えているようであったが）明確な態度をとらず、最高裁判所は陪審制には消極で、参審員が表決権を持たない参審制の採用を望んでいた。

（注3）裁判員制度を採用するに至った司法制度改革審議会の審議過程については、丸山隆『裁判員制度』（平凡社新書・二〇〇四年七月）および中原精一「陪審制度論の崩壊——司法制度改革審議会の分析から（1）〜（3）——」（『朝日法学論集』第28号・第30号・第31号、二〇〇二年二月・二〇〇四年三月・二〇〇四年九月）を参照されたい。

なお、司法制度改革審議会の全記録は、『月刊司法改革』（第1号〜第24号、現代人文社・一九九九年一〇月号〜二〇〇一年九月号）に「資料ファイル」として収録されている。

（注4）「裁判員」という名称の名付け親は、松尾浩也である。松尾は、平成13（二〇〇一）年1月9日の第43回司法制度改革審議会における国民参加に関するヒアリングに出席し、「参加する国民と裁判官とについて、事実認定と刑の量定とを分担する方式よりも、両者が協働して手続を進める方式のほうが適切であろう」と発言し、参加する国民を「裁判員」という名称で呼ぶことを提案した（松尾浩也「刑事裁判と国民参加——裁判員法導入の必然性について——」（『法曹時報』第60巻第9号、二〇〇八年九月）。なお、「その際のレジュメ、及び発言の要旨に注を付したものは、松尾浩也「刑事訴訟における国民参加（2001年）」（『刑事法学の地平』、有斐閣・二〇〇六年一月）に収録されている。

（注5）佐伯千仞は、大正陪審法の問題点について対策を講じたものを土台とし、更に現在の刑事訴訟法体系の下でうまく噛み合うように双方に修正・変更を加えて、施行停止中の陪審法を改正して再施行すべきであると提唱し、「陪審法再試行」の立場から問題となる二項目について検討している（佐伯千仞「陪審裁判復活のために（一九九一年六月）」・「重ねて陪審問題提起の仕方について（一九九五年一〇月）」・『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月）。そして、佐伯がその代表の一人であった「陪審制度を復活する会」から、「陪審法改正案」と、それに対する佐伯のコメントが発表されている（「陪審制度を復活する会」編『陪審法の復興——市民による刑事裁判——』（信山社出版・二〇〇〇年七月）。

(注6) 刑事陪審法案については、主なものに自由人権協会新陪審法案第一次案(一九九九年九月)、大阪弁護士会司法問題対策委員会新陪審制度要綱案(一九九〇年七月)、陪審裁判を考える会陪審法試案第一次稿(一九九〇年九月)、新潟陪審友の会陪審法案(一九九〇年一〇月)、仙台弁護士会陪審法要項試案(一九九一年二月)、千葉県弁護士会司法問題委員会陪審法案(一九九二年八月)、東京三弁護士会陪審制度委員会陪審制度要項試案(一九九二年一月)があるが、「それらは基本的には、現在停止中の陪審法(一九二三年四月一八日・大正一二年法律第五〇号)を前提にしたものでない」という(西村健「刑事陪審裁判——二〇〇X年、日本で『自由と正義』第48巻第4号、一九九七年四月)」。その後、関西学院大学陪審制度研究会(代表丸田隆)「新刑事陪審裁判法試案(理想的刑事陪審法案)」(『法と政治』第50巻第2号、一九九九年五月)が出された。

(注7) 刑事参審制度法案については、東京三弁護士会陪審制度委員会「参審制度要項試案」(一九九六年一月)がある(佐藤博史「東京三国会『参審制度要項試案』の意義」、『季刊刑事弁護』No.10、一九九七年四月。佐藤博史「なぜ『日本に参審制を』か」、『自由と正義』第48巻第4号、一九九七年四月)。

なお、参審制度の採用を主張する論考には、平野龍一「参審制の採用による『核心司法』——刑事司法改革の動きと方向」(『ジュリスト』No.1148、一九九九年一月一五日)がある。

(注8) 日本弁護士連合会は、次のような「陪審法改正討議要項」を出している。

司法問題対策委員会国民の司法参加部会「刑事陪審法改正討議要項」(一九九二年一月) ↓司法改革推進センター国民の司法参加部会「刑事陪審法改正討議要項」(改定版・一九九六年五月) ↓司法改革推進センター第二(陪・参審)部会「刑事陪審・参審法改正討議要項」(一九九八年四月)。

そして、日本弁護士連合会「陪審制度の実現に向けての提言【日弁連提案の陪審制度骨子】」(二〇〇〇年三月一七日)、「自由と正義」第51巻第5号、二〇〇〇年五月)を発表した。ここでは、「選択的刑事陪審制度」(陪審裁判か裁判官による裁判かを選べる制度)の導入が提案されている。更に、続いて導入すべき市民参加制度として、(1) 民事事件・行政事件については、民事事件には選択的民事陪審制、行政事件には陪審制もしくは参審制、(2) 刑事軽罪事件のうち、否認事件について選択的陪審制あるいは参審制、(3)

少年事件については、参審制の導入を提案している。

六 おわりに

戦後の司法制度改革にあたり、国民の司法参加の形態として、陪審裁判を復活すべきであると約半世紀に亘って延々と論じられてきた。その間、戦前行われた陪審裁判の実際と実像については、殆ど実証的に検証されることがないような状況が続いていた。しかし、二一世紀に入るや、司法制度改革審議会において、あれよあれよという間に参審制度へと風向きが変わり、裁判員制度が提案されて実施されるに至った。それと共に、陪審裁判の實際を記録した史資料も忘れ去られて、そのまゝ歴史の塵の中に埋没しようとしている。そこで、筆者は、広島控訴院管内および大阪控訴院管内の陪審公判の調査から、更にも挑戦したことがない、我が国における陪審裁判全件についての基礎資料の調査を思い立つに至った。それは、また、陪審裁判に関する史料は、我が国の法的文化遺産として保存されるべきものと思うが、戦前は永久保存であった陪審公判始末簿、陪審判決書などが、いつの間にか消滅している現状を看過できないからでもある。

本稿で紹介した陪審公判は、全国で行われた陪審公判全四八四件の内、広島控訴院管内の全五六件、大阪控訴院管内の全六三件、合計一一九件(二四・五八%)にすぎない。それでも、調査を続けてきた中で、被告人の主張容認率(無罪率+縮小認定率)やその地域分布、更新された陪審裁判(注、二四件)の再陪審(あるいは通常裁判)の結末、上告審で破毀差戻(あるいは破毀移送)された(注、七件)後の陪審裁判(あるいは通常裁判)の結末、はどうなったかについても、少しずつ判

明してきた。そして、陪審公判の全国的な実像についても、可成り正確に捉えることが出来たと考えている。それは、『法曹会雑誌』（陪審法実施記念号、第7巻第10号・一九二九年一〇月、330〜338頁）に掲載された「自昭和三年十月至同四年六月 全国陪審公判一覧表」の陪審公判一一四件における、被告人の主張容認率も四四・五九％（無罪一〇・七五％＋縮小認定三三・八四％）であつて、広島・大阪控訴院管内のそれに（広島、無罪率一〇・二％＋縮小認定率二三・〇三％＋被告人の主張容認率四三・一五％。大阪、無罪率三・九七％＋縮小認定率二九・一〇％＋被告人の主張容認率三三・〇七％）近いからである。

しかし、我が国で行われた陪審裁判の実際とその実像を正確に把握するには、全国で行われた陪審公判全件の基礎資料を調査発掘する以外に方法はない。そこで、東京控訴院管内以下の陪審裁判の基礎資料を探究するための予備調査（国立国会図書館所蔵の新聞紙に掲載された陪審公判記事の調査）を続けているところである。

（注一）岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月）によると、陪審の更新が行われた二四件中、再陪審の結果、有罪となったものが一七件（殺人五件、放火二件）、無罪となったものが六件（殺人一件、放火五件）であり、残り一件（放火）が公訴棄却という。そして、菊地博『陪審制度について』（日本法律家協会シリーズ14、日本法律家協会・一九五九年。57頁）、安村勉「陪審制と参審制——刑事裁判への素人の影響力——」（『上智法学論集』第25巻第2・3号合併号、一九九二年二月。236頁）などは、更新が行われたのは、すべて無罪の答申があつた場合であると前提して、再陪審でも有罪・無罪・公訴棄却のみを問題として、種々分析をしている。しかし、実際は、そのような単純なものではない。例えば、答申が縮小認定であつて更新され、その再陪審で縮小認定あるいは公訴事実通り答申されることや、答申が無罪であつて更新され、その再陪審で無罪、縮小認定あるいは公訴事実通りの答申がなされるなど、多様な更新・再陪審がなされたのである。

広島控訴院および大阪控訴院管内では、更新は四件（松江③事件、大阪⑨⑩事件）ある。松江③事件（尊属殺人）は、無罪の答申が更新されて、再陪審④事件において、答申は主問の尊属殺人ではなく、補問の縮小認定の尊属傷害致死となり採用された。

大阪⑨事件（殺人二名・殺人未遂二名）は、被害者二名（殺人未遂）に対しては殺人未遂の答申であつたが、他の被害者二名（殺人）に対しては傷害致死（二名）の縮小認定であつたので、全部が更新された。すなわち、殺人の公訴事実については、被告人は被害者「稲次郎」に対しては殺意を以て殺害した供述しており、そして、被告人は被害者「はや」を被害者「稲次郎」と誤認（客体の錯誤）して殺害したと供述しているのに、陪審員がいずれも傷害致死の答申をした。再陪審⑩事件においては、被害者二名（殺人）に対して公訴事実通り殺人の答申、他の被害者二名（殺人未遂）に対しても公訴事実通りの殺人未遂（二名）の答申がなされて、採用された。

次に、大阪⑩事件（殺人二名）は、答申が殺人・傷害致死の一部縮小認定で、更新されている。すなわち、大阪⑩事件は、殺人の公訴事実（被害者二名）に対し、陪審員の答申は、共同被告人三名中、被告人久一郎については被害者一名は殺人、他の被害者一名は傷害致死、被告人忠人については被害者二名とも傷害致死であるが正当防衛、被告人重吉については被害者二名とも傷害致死であつた。そこで、裁判所は不当と認めて採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定（陪審法第95条）をした。再陪審の大阪⑩事件（殺人二名）では、被告人久一郎は被害者一名に対して殺人、他の被害者一名に対して傷害致死、被告人忠人および被告人重吉は被害者二名に対して傷害致死の答申があり、採用されたのである。

そして、大阪⑩事件（放火未遂）は、無罪の答申が更新された。そこで、裁判長は交替した陪席判事に相談して、再陪審では有罪を立証できる証人を選び、被告人に有利な証言をした証人を採用しないで、再陪審⑩事件で有罪（放火未遂）の答申がなされた。佐伯千巳は、この事件で、「更新という余分な手数を必要としたのは、……陪審法廷で実際に取調べる証拠の取捨選択を誤った裁判長側の手落ちのためだったことになる」という（佐伯千巳「陪審裁判は死んだのか」・『陪審裁判の復活』第一法規出版・一九九六年七月、22〜23頁）。しかし、被告人に有利な証言をした証人を、再陪審で証人に採用しないのは不当と言うより外はない（注、⑩事件の上告審は、証拠の採否は裁判所の権限であるとして、上告を棄却した）。佐伯が、⑩事件の上告審判決書を読んでいれば、この様な判断はしなかつたであらう。

(注2) 陪審の評議に付せられた事件数(自昭和三年一月一日至昭和十七年二月三十一日)は、合計四八四件という(岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律に就て」、『法曹会雑誌』第21巻第4号、一九四三年四月。17頁〜18頁)。この合計四八四件は、陪審法の停止に関する法律案理由書に添付された統計資料、——「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」『公文類聚』第67編・昭和18年・第127巻・司法3・刑事の添付書類「陪審事件関係諸表(昭和17年12月1日現在調)」中の「(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表(以下、「総件数表」という)」、国立公文書館所蔵——では合計四八三件となっているが、それに我が国最後の陪審公判である、大阪地方裁判所昭和十七年二月二六日判決を加えたものである。他に信頼出来る統計数字はないので、陪審事件の総件数として、一応この四八四件という数字が用いられている。

しかし、この「総件数表」は、年度別地方裁判所別陪審公判(内訳、法定・請求・更新)事件数が一覧表となっているが、正確ではない部分もある。例えば、鳥取地裁の昭和4年は、前掲「総件数表」では「法定1」となっていたが、「自昭和3年10月至昭和6年9月満3年間陪審事件公判結果一覧表」・「自昭和3年10月至昭和6年9月各庁別陪審事件調査」・「自昭和3年10月1日至昭和5年12月末日法定陪審事件数」(『法曹会雑誌』第10巻第1号、一九三二年一月)および新聞報道により、「法定2」、「請求1」が正しい。また、甲府地裁の昭和昭和一〇年は、「法定1件」となっているが、新聞報道によると、実際は「更新1件」、その再陪審「法定1件」の合計2件である。その外に新聞記事の収集により、現在のところ、更新は二六件、陪審公判合計数は四八八件である。なお、刑事統計年表の年度別「裁判所別陪審事件刑法犯の件数、人員、科刑其他」は、戦争のため昭和一五年までしか作成されていないし、誤りも散見される。しかも、公訴棄却は、陪審公判の結果による件数と公判前の被告人死亡などによる件数とが、区別されていないので、陪審公判による公訴棄却件数が把握できない。今後の調査によっては、訂正が出ると思われる。

この様に統計資料だけでは、正確な件数は解らないので、「陪審公判始末簿」により正確な件数と判決結果を把握する必要がある。しかし、「陪審公判始末簿」は、現在保存されていない地方裁判所(例えば、広島・鳥取・松山・和歌山)もあり、また第一審刑事公判始末簿の記載から割出そうにも、第一審刑事公判始末簿もまた保存されていないかたり、支部の簿冊を欠いたりしているので、正確な件数の把握は非常に困難な状況にある。

最後に、刑事判決書については、現在保存されていない地方検察庁(例えば、岡山・大阪の㊦㊧事件・徳島・高松の㊨事件)があり、また、無罪判決、公訴棄却判決、更新決定は、原則として保存されていない。